

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

---

◎日程第2 議案第12号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第12号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第12号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明いたします。

平成23年度に人事院では1点目として、民間の給与水準を上回るマイナス格差0、23%を解消するための俸給表の引き下げ改定の実施、2点目として給与構造改革における経過措置額を、平成24年度より段階的に廃止することが勧告されました。1点目の民間給与との格差解消の為の俸給表引き下げ改定については、平成23年12月1日施行の為、平成23年11月臨時議会で条例改正の提案をし可決、施行したところであります。

2点目の、給与構造改革における経過措置額の段階的な廃止については、実施時期が平成24年4月1日施行である事、当時、国家公務員の給与臨時特例法案が可決されていないこと、釧路管内町村の対応についても不明だったこと等から、11月臨時議会で提案については見送らせていただきました。今回、国家公務員の、給与臨時特例法が

可決された事、そして釧路管内町村の対応についても明らかになったことなどから、本町においても本議会に提案させていただきました。

内容については、平成19年度より実施した給与構造改革の導入により、個々の職員が受ける新たな俸給月額が昇給、昇格及び俸給表改定等により、平成19年3月21日に受けていた俸給月額に達するまでの間は、経過措置を設けて段階的に実施する事としたものですが、経過措置の対象者数や経過措置額については昇給・昇格により大幅に減少してきていることなどから、本年4月1日より段階的に廃止しようとするものです。具体的には、平成24年度については、経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額して支給し、平成25年4月1日に経過措置額を廃止することとします。

ただし、平成24年度については、激変緩和する観点から、減額する額に上限1万円を設ける事といたします。この改正による影響額等についてですが、一般会計特別会計等合わせて、改正対象職員が56人となっており、給料については459万2,000円の減額、期末勤勉手当については177万6,000円の減額で、合わせて636万8,000円となります。これらの予算措置については、6月定例会において、各会計の補正予算措置をしたいとお願いいたします。

以上、議案第12号について、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮ります。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第13号浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第13を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第13号浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、先に国会で審議されておりました、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため、地方税法及び地方法人特別税法等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る、地方税法の臨時特例に関する法律が、昨年12月2日に可決・成立し同日付で公布され、また地方税法の一部を改正する法律が、同12月14日公布され、併せて関連する政・省令が同日付で公布されたことに伴い、浜中町税条例の一部を改正する必要がありますので、ここにご提案申し上げた次第であります。

この度の改正は、地方税法等の改正を受け、浜中町税条例に規定する、町たばこ税の税率を改める改正、退職所得の所得割額を計算する際の特例を削除する改正、個人町民税の均等割額に500円を加算する改正など、関連する項目について所要の改正をしようとするものでありますが、本改正につきましては、総務省から示されました市町村税条例の一部を改正する条例の例に基づいたものであります。

なお、施行期日につきましては、本条例附則第一条において、同条但し書きで規定する第一号及び第二号の改正を除き、公布の日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、税財政課長より説明させますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋勇君） （議案第13号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 資料の10ページをお願いします。第22条、23条のどこ

るで、22条の所では、ここを具体的に質問して行きたいのですけれども、東日本大震災による特例損失金額がある場合で、他に災害関連支出がある場合は、これを損失対象金額として、雑損控除の対象に含める事が出来るように改めるという事ですけれども、浜中町の場合は、災害関連支出があると思うのですけれども、こういう事を指しているのかどうかですね。それは、具体的に金額等も示していただければ分かりやすいかなと思います。

2点目は、第23条の東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災の為の施策に必要な財源の確保にかかる地方税の臨時特例に関する法律という事で、地方公共団体が防災に関する施策をする時に使う財源だという事で示されていて、町民税の均等割現行3,000円が3,500円で500円アップになると。

それから、道民税も同様に1,000円から1,500円にという事で、合わせて4,000円から5,000円に1,000円アップという、非常に分かり易い説明ですけれども、500円上げて1,000円という事ですけれども、これを10年間続けるという事で、北海道あるいは浜中町では、1年間にどれだけの税の収入を見込んでおられるか。

それから浜中町の場合、それぞれの税の対象になる人数、これは一世帯に掛かるものか、収入のあるところに掛かってくるのか。その辺のところ、それぞれ何名該当しているか。最後ですけれども、全ての町民にかかわってくるものなのか。低所得者は、所得がいくら以下の方は、これには該当しないと、その人数も概数でよろしいですから、お知らせ願いたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 税財政課長。

**○税財政課長（松橋勇君）** ただいまの御質問にお答えします。

まず1点目の災害関連支出というのは、具体的にどういう事なのかというお話でありますけれども、例を挙げてお話をしますと、昆布の乾燥機が災害によって全壊しましたと、この乾燥機の損害額が100万円でありますという場合に、この乾燥機の残骸を片づける為に、重機を業者に頼んで片づけの作業をしたと、その重機の借上げ料に掛かる経費等も含めて、災害関連経費として、例えば重機の借上げ料が20万円であれば、雑損控除として、100万円プラス20万円で120万円が税控除の対象になるという、そういう意味合いでございます。

それから2点目の、町民税の均等割の500円アップ、年間でどのくらいになるかと

いうご質問でございますけれども、平成24年度、新年度の均等割の課税人数、これは毎年変わる訳でございますけれども、平成24年度の場合は3,060人ですので、単年度では、153万円の増収になります。これが10年間で、3,060人が10年間続くとすれば、この10倍ですので1,530万円になろうかと思われま

それから、均等割の掛かる人は、一世帯に1人なのか、あるいは数人居るのかという御質問でございますけれども、収入が93万円に達すれば均等割りはかかります。それから5万円アップすることで、所得割が今度は掛かってくる訳ですけれども、世帯にその所得がある人がいる限り、1人でも2人でも掛かることになります。

それから、全ての町民にかかるかどうかというのは、今のお答えで御理解いただきたいと思ひます。低所得者にかかるかどうかにつきましては、低所得者の概念というのは、一般的に非課税世帯かと思われま

あと、北海道の増収増税分、税収のアップ分につきましては、補足できておりません。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 低所得者の部分には、掛かっていないという事で理解しました。それから23条の税ですけれども、地方公共団体が実施する防災の件で、10年間これを徴収しても1,530万円ということですが、500円ずつ集めるという計画ですけれども、およそ幾らを予定しているから、この500円を決めたんだというような、例えば、これを実施する前に工事費なり、計画料なり実質幾ら掛かるので町民税、道民税それぞれ500円ずつアップしていただくこの防災計画なるものに寄与する事が出来るんだと、そういう数字というのはありませんか。

それから、この26年度からこれらを実施するという事ですけれども、今、25年度の会計を審議しようとしておりますが、1年とんで26年度から、これを実施しようとするその意図はなんですか。

**○議長（波岡玄智君）** 税財政課長。

**○税財政課長（松橋勇君）** 均等割の500円を上げる意味と言いますか、その500円になった経過につきましては、残念ながら補足できておりません。

ただ、この500円というのは、日本国中、全ての均等割が掛かる、そういう国民に等しく課税される事になりますので、実際に被災された市町村だけではない訳ござい

ます。この事は回り回って、その市町村の収入が増える事で、間接的に国が交付する交付税を減額する意味合いがあるというふうに私は思っております。防災計画、防災事業、あるいは復旧に幾ら掛かるから、幾ら必要だという計算につきましては、補足出来ておりません。

それから、26年度から500円を上げるというその意味合い、これにつきましても、平成23年度の税制改正でありますので、市町村と致しましては、国が税制改正した年度において、それぞれの市町村税条例を改正するというのが建前でございますので、ちょっと1年早いようにも思われますが、今までの改正のパターンが、国の方で先んじて地方税を改正しますけれども、それを2、3年前に受けて税条例を改正するという取り決めといいますか、そういう手法になってございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 難しい事かも知れませんが、500円、1,000円上げるんだという理由が明確ではないという事ですね。今回の東日本大震災、これで国全体が、総額でいくらかかるんだと、1年経過する現在でも、何百兆掛かるのか、あるいは百兆以下で収まるのか。そういう数字は見えていないのですけれども、そろそろそういう数字が出てきて、それに対して、どうやってお金を集めるのかという、そういう論議が無いように思うのです。消費税5%上げるのか、その内、何%どうするのかというように揉めていると思うのですけれども、税を上げる時に、大体これだけは必要だよなという、しかも被災していないところからも集めて、これだけ集める事には、反対がないだろうなという大雑把なやり方で500円、1,000円上げるのは、いかなものかなと思うのですが、その点どう考えておられますか。

**○議長（波岡玄智君）** 税財政課長。

**○税財政課長（松橋勇君）** いわゆる均等割を500円上げる、あるいは町道民税では、1,000円上げるという、この金額でございますけれども、それぞれの市町村で独自に決める事が出来る額ではございません。

それで市町村の担当者としても1,000円の根拠と言われましても、中々答えが出にくい訳でございます。前段の改正で例えば、町たばこ税の増税につきましては、これはきちんとした理由がある訳でございます、法人税率の実効税率を平均5%下げますよと、その事によって市町村が減収になる部分を、町たばこで補うという、そういうきちんとした理由や数字が示されているものではございません。この金額に浜中町が反対

をして、浜中町は増税しないんだという方向を取る事も、これはまた難しいことでもあります。議員の求めた答えにはならないと思いますけれども、そういうことで御理解願います。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 1点だけ確認の意味で質問をさせていただきます。22条関係ですけれども、ここで言う交付の日というのは、23年12月14日に地方税法の改正が交付されていますので、その日というふうに解釈してよろしいでしょうか。まずお聞きします。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋勇君） 交付の日は、浜中町の条例が可決されて、浜中町で交付する日を指しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） この条例が可決した日という事で、よろしいということですね。

ということは、只今ちょうど確定申告の時期だと思うんです。それで海岸方面は、ほぼ終わったと思うのですが、この雑損控除の対象となったケースがあるかどうか、分かれば教えて欲しい、何件くらいあったのか。掴んでいなければ結構です。あったかどうかだけでも教えていただければと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋勇君） 現在行っている確定申告の受付では、雑損控除の例は、まだ聞いておりません。以上です。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 第23条ですか、これは道民税と町民税を変えるという事で、これは国が決めた事なので、それぞれの所で独自には決められない、そうしますと、このお金は一体何処にあるのですか。独自に使う事が出来るのか、それとも国に全部あげなきゃならないのか。その事が良く分からないのですが、その点について。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋勇君） ただ今のご質問にお答えいたします。いわゆるこの1年間の増収部分、先ほど申しました153万円、これが何処にあるかというと町の一般財源の収入となっております。この金額を例えば国に交付するだとか、そういうことはない

訳でございますけれども、収入が増えるという事は、普通交付税の算定におきまして、基準財政収入額が増える訳でありますので、先ほど申しましたとおり、普通交付税の交付に影響があるというふうに思われます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** そういうふうになると私、非常に不思議に感じるのですが、今、政党助成金が出ていますが、これを取りやめれば、こういう事をしなくても良いと思うのですけれども、それはどうですか。その財源を生む為に、増税するという事になるのですか。

そして、これを基準財政収入額に充てると、そこがどうなるのかという事になるのですが、本来交付税というのは国が交付する内容ですね。それを地方に財源として交付すると、一端、吸い上げて交付するというのが普通のやり方だと思うのですけれども、これはそうではない。独自に決められない国が決める、そのお金については基準財政収入額ですか、ここに入れるから交付税の額の影響は出て来ますよという事でしょ。何故そういうような回りくどいやり方をするのか、財源を作るというのは国の責任ですよ。そこが理解できないのです。自らの身を削るというのは良く言われるのですけれども、何ら自らの身を削っていないんじゃないかと。政党政治と言いながら、国のお金で運営しているということになり兼ねないような状況があって、最終的には国民の税金に頼るという事で、そののあたりはどういうふうに理解したら良いでしょう。分かれば解きほぐしていただきたい。

**○議長（波岡玄智君）** 税財政課長。

**○税財政課長（松橋勇君）** ただいまの質問でございますけれども、私ごときでは、なかなか答えを導くのは難しい質問でございます。

ただ1つ言える事は、確かに災害から復旧・復興するということは国策でございます。全ての財源が国から出るものであると私も思いますが、その財源は周り回って、国民1人ひとりの負担から成り立っているというふうに思います。そうすれば、やはりここで所得のある方が1人500円、道・県民税と合わせて1,000円、1年間で負担する事は、国民の1人として当然の義務ではないかと私個人は思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員に申し上げます。ここは国会ではございませんので、地方議会ですから、地方議会に馴染む質問、質疑でお願いしたいと思います。

竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 負担をするという事で拒んでいる訳でなく、ただ、こういうやり方というのが理解出来ないという事ですね。復興財源と云ったら、それは国の責任としてやるべきで、なぜ地方にこういうふうの下ろして、地方に決める権限が無いと。一律にやるという事が、私は理解できないということを言っている訳であります。

国のやる事ですから仕方がないと言えば、それまでですけど、そういう意見が上げられないというのも、おかしな話ではないかなと思ったものですから、こういう質問をして、結局いずれにしても基準財政収入額に入るということになれば、交付税に影響する訳ですよ、地方でも。そういう事になりませんか。もしそれが岩手だとか、被災地に適用されるという事になると、どういう事になります。除外されているのか、どうか。最後をお願いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 税財政課長。

**○税財政課長（松橋勇君）** 被災地における除外の質問にお答えします。

被災地においても、被災されていない地域においても、全て一律の取り扱いであります。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

10番加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 私は、今提案された浜中町税条例の一部を改正する条例案に対して、反対の立場で討論に参加したいと思います。

今課長から説明されましたように、ここで反対しても、これはもう国で決めたことなので黙認ということで、反対してもしょうがないですよと言われてまして、そういうことなのかなと思いましたが、こういう国のやり方というのは、私は賛成出来ません。今までも、こういう事での提案があったのかなと、全国でこれだけの予算が必要で、地方でこれだけの予算が必要で、道では、町ではこうだと、それに対する税を皆さんに求めて行くという事を、金額的に明確にして納得してもらおうという事ではないのかなと。

特に、一律で500円なり、1,000円なり集める場合に、収入が幾ら以上の人と云った場合、色んな格差がある訳ですよ。年間1億円得る人もいれば、年間103万円得る人も居ると思うのです。そういう人も、一律で金額を決めるというのは、

私はよろしくないなと思います。

なお、東太平洋ですか、その被災での総額、幾らかかるんだという事も国で早く示して、そういう財源をどうやって出していくのかと。本当に国にお金のないところで、どうやって出すかという事では、今、富裕層が幾ら出すのかという話も出てくると思うんですよね。アメリカやヨーロッパでは富裕層を自らが大変な事態の時には、自分たちで出すよというような事も報じられております。

そういう事から、予算を提示する時には、一体これに幾らかかって、その為に、こうするんだという事を、きちんとしてもらいたいという事から、反対の意見を私は表明せざるを得ないなという事で、述べさせていただきました。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで討論を終わります。

これから、議案第13号採決します。

この採決は、起立により行います。

本案は原案のとおり決定する事に、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成起立）

**○議長（波岡玄智君）** 起立多数です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第14号浜中町スポーツ振興助成条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第4 議案第14号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第14号 浜中町スポーツ振興助成条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの改正は、これまでのスポーツ振興法を全部改正する形で新たにスポーツ基本法が平成23年6月24日法律第78号をもって公布、同年8月24日施行されたこ

とに伴う条例の一部改正であります。

改正の内容は、条例第2条中、スポーツ振興法で、規定するスポーツの定義をスポーツ基本法で規定する定義に改正するものであります。

なお、一部改正による助成要件の変更はなく、この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、提案の理由を申し上げますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第15号浜中町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第15号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第15号浜中町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

町立保育所は、常設保育所2箇所とへき地保育所6箇所で、就労などにより保育に欠ける幼児を預かり子育ての支援を実施しております。近年の少子化から各保育所の児童

数も減少していることから、入所児童が10人未満の施設の父母の皆さんと子どもの育ちについての懇談を持ったところであります。

このことから、琵琶瀬保育所に入所する父母、自治会との協議から、平成24年度から霧多布保育所へ統合することと致しました。琵琶瀬保育所は、昭和50年4月に、季節保育所として琵琶瀬母と子の家を利用して開設し、平成6年2月専用施設を建設し地域の子育ての拠点として、37年間運営をして参りましたが、将来、保育所としての児童数を確保できる見込みが望めないことから、同保育所を閉じることといたしました。

今後においても、少子化による入所児童の減少から、本町の子育てのありようについて、地域と協議を重ねて参りますのでご理解を賜りますよう、よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** これから質疑を行います。

3番鈴木議員。

**○3番（鈴木敏文君）** 1点だけ確認をさせていただきます。この条例の琵琶瀬保育所削除で、散布保育所の関係ですが定員80名、これは現実離れた数字で、多分20年ほど前の数字でありますけれども、このまま置いといて良いのかどうか。不都合はないのかどうか。その点だけ確認させてください。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（杉澤正喜君）** 散布保育所に限らず入所定員は、実際には現状とかけ離れた人数で、定員の人数の方が多くなっています。この事についての支障はありません。今後も定員については、何か障害が無い限り、いじらない形で現状の定員のままで推移させながら、保育所の運営をしていきたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** ほかにありませんか。

7番川村議員。

**○7番（川村義春君）** 1点だけ、確認をさせていただきます。琵琶瀬保育所が閉所して無くなるという事ですから、その後の施設の利用についてですけれども、どのような考えでおられるか、確認をしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（杉澤正喜君）** 今回、琵琶瀬保育所を閉じる事で、琵琶瀬保育所についても建物が残ります。それと昨年、閉所しました榊町保育所、それ以前に、円朱別保育所の建物もあって、現在、保育所として使用していた建物については3棟ありますが、

普通財産に移管しておりますけれども、現在、再利用の目途は立っておりませんが、今後とも色んな事で活用できるものがあればという事で、模索をして行きたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今までの3棟については、普通財産にしていると。今回の琵琶瀬保育所についても、普通財産に所管換えをするんですよね。その辺だけ確認しておきます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 4月1日で所管換えをしたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 所管換えをすると普通財産になるという事は、例えば、地域の個人あるいは、企業等がそれを活用したいという事であれば、活用できるということで、解釈してよろしいのでしょうか。その辺だけお願いします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 有効に活用していただけるものであれば、普通財産ですので、貸し付ける方向で協議・検討を進めることは可能だというふうに考えております。

○議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 1点だけ確認をしたいと思うのですが、執行方針には琵琶瀬保育所を霧多布保育所に、統合するという文言で示されたような気がするのですが、ということは琵琶瀬地区の人は、他にはあり得ないと思いますけれども、霧多布保育所にしか通えないと、あくまでも統合だという位置づけですか。それとも閉所ですか。その辺の確認をしたいのですけれども。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 言葉の使い方が、2通りになってしまった事について申し訳ないと思っています。実際に地域等の話として、地域の方々には霧多布保育所に行きたいという意向であったので、そのように取り計らったという事で、実際にも保育所間の別居入所とでもいいでしょうか、通所区域から外れた形での入所は現在もありますので、琵琶瀬保育所の父母の方が、例えば、浜中保育所に行きたいとか、そういう事は可能だと思っております。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第15号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第6 議案第16号浜中町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

◎ 日程第7 議案第17号浜中町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費  
の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第16号及び日程第7議案第17号を一括議題  
とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第16号並びに議案第17号については、関連がございます  
ので一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第16号浜中町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正について、  
提案の理由をご説明申し上げます。本条例の一部改正につきましては、平成22年12  
月10日に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を  
見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関す  
る法律が公布され、平成24年4月1日から施行される事に伴い、この条例で引用して  
いる法令のひとつであります児童福祉法の一部が改正され、障害児施設の見直しが行わ  
れる事によるものであります。

本条例では、児童福祉法第27条第1項第3号に定められている者のうち、知的障害児通園施設に通所している者以外は、措置医療費等で全額、道が支弁しておりますので、本条例の医療給付事業の対象から除いておりますが、知的障害児通園施設に通所している者の医療費は、実費負担となることから医療給付の対象外から除くとして給付対象としております。

この度の法律改正により、同法第27条第1項第3号の規定の中から知的障害児通園施設の文言が削除されることから、本条例第3条第1項第2号中（知的障害児通園施設に通所している者を除く。）という文言が必要なくなりますので、削除するものです。

次に議案第17号、浜中町重度心身障害者及び、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましても、議案第16号と同様の理由により、本条例第3条第1項第2号中、助成の対象外から除くとしている（知的障害児通園施設に通所している者を除く。）という文言を削除するものです。

なお、浜中町乳幼児等医療費助成に関する条例及び浜中町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例は、平成24年4月1日から施行するとしておりますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第16号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第17号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第16号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第17号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第8 議案第18号浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長(波岡玄智君)** 日程第8 議案第18号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(松本博君)** 議案第18号浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

介護保険制度は、平成12年4月にスタートしておりますが、この制度の運営のあり方として、3年間で事業運営期間とする介護保険事業計画に基づき運営されることとされており、この計画期間中の介護給付費等のサービス見込み量や、高齢者人口の推移等を勘案して決められる、標準給付見込額により基準保険料が設定され、この各年度の標準見込額を基に予算編成されることになっております。

平成24年度は制度発足後、4度目の介護保険事業計画見直しの年にあたり、本町でも昨年4月から準備を進め、7月から高齢者を対象としたアンケート調査を訪問調査方式で行い、更に介護保険事業計画策定委員の皆様のご意見ご提言をいただき、この度、第5期介護保険事業計画の成案が得られました。全国・全道の多くの保険者が第1号被保険者の基準保険料の値上げを予定している中、本町では保険事業開始当初から同額の2,900万円に据え置くことで国や道とも協議を終えており、この基準保険料で平成

24年度から平成26年度までの事業期間を運営する予算を編成することになります。

このことにより、介護保険料条例第2条の保険料率の適用年度を平成21年度から平成23年度を、平成24年度から平成26年度に改正しようとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしくご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第19号町立浜中診療所嘱託医師の報酬等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第9 議案第19号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第19号町立浜中診療所嘱託医師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

浜中診療所嘱託医師の報酬等に関する条例につきましては、平成20年3月定例議会におきまして、診療所医師が今後においても、浜中診療所の常勤医師として継続して勤務できる体制の整備を図るため、嘱託医師としての処遇の改善を図ることから議決をいただいたところです。

今日、地域医療は、新しい臨床研修制度が引き金となり依然として、医師の偏在化や医師不足という厳しい状況が続いております。浜中診療所は、医師1名で外来・入院患者の診療、学校医としての健診、予防接種、介護保険の認定などをしております。

平成24年1月1日付けで北大第2内科教授が変わりましたが、24年度以降も引き続き、医局の医師不足の中、北大第2内科医局より原則、隔週ではありますが、金土日を中心に月10日間、医師を派遣していただけることになりました。

このことは、今いる医師が北大第2内科医局から派遣されている医師であることからの配慮であり、医師の負担軽減の一助となり、浜中診療所の安定した医療体制に寄与するものと考えております。

この度の一部改正内容は、第1条中の報酬及び旅費の支給方法に関し必要なを、に支給すべき報酬及び旅費の額、並びにその支給に関するに改め、第2条では、見出し中、報酬及び支給期日を、報酬の額に改め、第1項中、250万円以内とする。を275万円以内で規則で定める額とするに改め、同条2項を削り、同条第3項中、日割りをもってを、就任の場合にあっては、その就任の日から日割りをもって、退任の場合にあっては、その退任の日までの日割りをもって計算した額を、に改め、同項を同条第2項とし、第4条中、町長が別にを規則でと改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、旅費の支給方法に関し必要な事項に改め、第3条では、報酬の支給期日、嘱託医師の報酬は、規則で定める日に支給するとし、附則で、この条例は、平成24年4月1日から施行するとしております。

なお、規則で条例第2条第1項に規定する報酬月額を275万円とすると定めようとするものであります。

今後も、本町の安定した医療体制を確保し、必要な医療を安定的かつ継続的に提供してまいります。

以上、提案の理由について申し上げますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから質疑を行います。

7番川村議員。

**○7番（川村義春君）** 本条例の一部改正は、嘱託医師の処遇改善ということで、本年4月から報酬の額を上げる提案であります。医師の処遇を改善すると同時に、町民に対する医療サービスの満足度が、一方で担保されなければ、今回の報酬の引上げにつ

いて町民の納得が行かないのではないのでしょうか。報酬の額については、1月31日の臨時議会後に開かれた全員協議会で、道内の公立病院の医師2名以下の医師給与の状況が示されました。

この中では、年収4,000万円を超える病院が14病院中7病院、もっとも高い病院については4,599万6,000円、約4,600万円、低い所で3,481万円でありまして、他も3,000万円を超える病院が殆どでありました。診療所については、これ以上、更に劣悪な条件が伴うという事で、高くなるというような事もお聞きをしております。このような事から、私は本町の医師に対する年額報酬については、高いとは言えないと判断しておりますが、ただ前段申し上げましたとおり、町民に対する診療所全体の医療サービスが担保されなければならないと思うのであります。

4年前の平成20年3月の定例議会で、町職員の身分から嘱託職員とする際に、出された条例が可決をされましたけれども、その際に付された附帯意見が、町民の目に見えるような形で医療サービスがいかに充足されたかという事であると思います。その辺についても、どのように改善がされてきたのかを、まず1点お聞きしたいと思います。

それから私は、目に見える形で町民にアピールできる仕組みとして、診療所の倫理要綱を作り、町民の目につく場所に掲示する事を提案いたします。診療所の使命と行動指針、言ってみれば理念等目標ですけれども、これを大胆に掲げる事により町民の目線が、医療従事者全員に向けられるという事になりますので、行動指針の達成に取り組む体制が確実に出来ると、この様になると思います。この辺について、行う予定があるかどうか、できるかどうか。その辺も確認をしたいと思います。

また、病診連携の関係でありますけれども、これを進める上で障害となっているのは、現在のカルテの仕組みだというふうに聞いています。是非、多少お金が掛かっても町民の命を守っていく意味からすると、電子カルテを導入して、隣町とスムーズに病診連携ができる体制を早期に整えるべきではないかと、この様に思うのですけれども、その辺の考え方もお聞かせください。更に、医療サービスを充実させる1つの方法として、看護師の人事交流これらが考えられると思います。隣町の医療機関との交流、年1人ずつ半年でも、1年でも良いと思います。1人ぐらいつつ相互に通勤できる距離でありますから、そんな事が考えられないかと、この事によって患者に接する対応がより今まで以上に良くなるのではないかと。そんな事で町民の信頼を得ることも重要な事と思いますので、院長と町長と人事交流について検討協議する考えがあるかどうか。この辺もお聞

きをしたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（山田清也君） まず、1点目の医療サービスが、ちゃんとしなければ町民が納得しないのではないかというご質問でございます。医療機関といいますか診療所として、どういう考えでやっていくかという事に関しましては、基本的に医師は病気を診る、看護師が医師をしっかりフォローし患者さんへの声掛けを行っていく。その事につきましては、医師と看護師長の方で、私の方から再度確認をしております。事務職を含めて、まずこの事をしっかり行って、これからも継続的に今申しました様な事を、きちんと行っていく。それが大事な事だと思っております。

当然、医師は病気を治す予防するという事で、一言で言えば病気を診るという事になりますし、看護師もきちんと先生をフォローして、患者さんへの声掛けも行っていると、そして、これかもきちんとやって行くと言うことで、先ほど言いましたように、医師と看護師長の方から、そういう形で再度確認をさせていただいております。

ですから、25名居るスタッフ全員が、これに向かってきちんとやって行くという決意しております。医療サービスという考え方も出てきております。医療サービスの原点といたしますと、これはやはり病気を治したり、あるいは病気を予防する点にあると考えております。更に掘り下げて行きますと、目に見えるサービスという事も出てきましたが、目に見えるサービスとしては、診療所の医療設備の充実とか、病気に対する情報提供、そういうハードの面での充実が挙げられるかと思っております。

逆に、目に見えないサービス、これは診療所内のスタッフの患者への接し方、人的サービスだと考えております。ですから、繰り返しになりますが、医師は病気を診て看護師は、医師をしっかりフォローし患者に声掛けを行っていくと、それを基本的な考え方として全員で取り組んで行くと、そういう考え方でおります。

ですから、先ほど出てきました、倫理要項を作って掲げたらどうかというお話もございましたが、私は今申しました、この事が基本的なものだと理解をしておりますので、繰り返しになりますが、これは、きちんと今回も確認をしておりますし、何かあれば必ず確認して全員でやって行きたいと考えております。それと病診連携の関係で電子カルテの導入という事のお話がありました。確かに電子カルテの導入、今後、必要になってくると、これは私も理解しております。

ただ、違う場面でも申し上げましたが、今ある既存の医療設備機器、まずこれの整備

を図りたいこと。それを、きちんと充実させてから、電子カルテの導入に向けて進んでいきたいという考え方でおります。看護師の隣の交流人事という事での質問と受け止めますが、1年に1回例えば、浜中診療所の看護師と近郊通える範囲の病院なりに、そういう医療機関の看護師と人事交流という事ですよ。当然、相手方は民間的には、他の自治体になろうと思いますが、その辺が可能かどうかというのは、検討させていただきたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 最後の方は聞きとれなかったので、もう1回確認をさせてください。サービスの提供の部分で、医師は病気を診る、看護師は医師のフォローをして、患者にこういう事をして行くと、これからも、更にきちんとして行くし、スタッフについても、そういう事を周知徹底している。だから、私の提案の倫理要綱については必要ないというふうに聞こえたのですけれども、そういう事じゃなくて、それは当然の事です。今までも当たり前の事です。

私が言いたいのは、そういう目標なり要綱を掲示すると町民の目に触れると。そうした場合に医師の対応がどうだった、看護師の対応がどうだった、事務員の対応はこうだったという、それぞれの患者さんが、その場面に遭った時に、そこに要綱に書いているじゃないですか、もっときちんとやってください。と言う事が言えるし、相乗効果が上がると思うのですよ。医療スタッフの方も、そういう事を意識しながら患者に接すると、スタッフ全体で確認していても、町民の目にさらすという事が大事な事だと思うのです。その事を私は提案しているのですけれども、再度その必要はないと思っているのであれば、それで結構ですけれども、お答えをいただきたいと思います。

それから、電子カルテの導入については必要だと思っていると。ただ、先に既存の医療機器の導入が先だというような話しだと思うのですけれども、医療機器の充実は確かに必要ですよ。でも、一次診療だというふうにしていく訳ですから、とりあえず、まず患者が来たら診ると、それで出来るものについては手術をする、入院させるものについては入院をさせる、だけど、ここで処置出来ないものについては、2次医療の方に回すというのが原則で、そういう事をこれからもして行くというふうに、この前の全員協議会の中で確認もしています。そんな事で、幾ら立派な医療機器が入っても、それを使いこなせないというような部分もあるように聞いております。

ですから、まずきちんと病院の患者がどういう状況で入って来ているか、それらを、

電子的にカルテで把握をすると、そして命のバトンというのも確かにやっていますけれども、救急車が隣の病院に行ったとすれば、病歴を一から検査しなくても済む訳です、カルテを流す事によって。厚岸町診療所は、そういうことをやってくださいと、そうすれば受けますよ。という事も過去には言われていたんです。多分今も、そういう実態ではないかなと思うのですけれども、これらは是非、予算は掛かる話かも知れませんが、機器を買うよりも、こっちの方に取り組んで欲しいなど。事務スピードが相当上がるのではないかなと思っておりますので、再度答弁をいただきたい。

それから、人事交流については検討したいということですね。分かりました。今でも、一生懸命やってくれているし良いと思うのですよ。是非、より良い患者への接し方、対応をするという意味で取組んで欲しいと。消防職員で、浜中町から通って、1年間なり努めていたケースもあります。

ですから、そんな事では通いは十分出来るのではないかなと思いますので、是非、検討していただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（山田清也君）** 倫理要綱を作って掲示をして、それに向かって職員も含め、あるいは掲示することによって、診療所に来る患者さんにも見て頂いて、そこで本当に本町の倫理に基づいてやっているのかどうか。という事を出来るような、そういう体制をとれば、当然お互いの効果といいますか、それが生まれるという、それは十分認識しております。

ただ私が、先ほど来から言っていますように、まず、医療機関として病気を見て、看護師は医師をしっかりフォローして声掛けを行う。確かに当たり前の事です。ただ、この当たり前の事をきちんと、毎日やっていくかどうか、私はそこに掛かっているのではないかと思っています。

ですから、それが例えば今まできちんと出来ていなかったよというお話かも知れませんが、これが、月曜日からきちんとなりましたと、だけど、それによってただ1日だけで済む話ではないと思っております。本当に日々当たり前の事を、日々積重ねて行くことによって、信頼される医療機関になるというふうに私は考えております。ですから、まずこの事を、今までもやってきましたが、今後もきちんとやって行きたいと思っています。それによって町民の方々が、どのように考え方が変わってくれるのかどうか。私はそこに期待をしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 電子カルテの関係についてお答えをさせていただきます。浜中診療所の事情については、今1回目の質問で事務長の方から、お話があったと思います。

電子カルテにつきましては、カルテを電子化するという事で、事務的には効率が確かに上がるというふうに考えております。実際に町内で、この電子カルテを導入するかどうかという事については、今後も色々な面から協議をする必要があると思います。釧路管内の状況としては、今、実際、脳神経外科の病院間連携という事で、クリティカルパスというものの検討がされています。それで患者情報のある程度の拠点病院から、拠点病院に情報を集約して、例えば、市立病院に行った患者さんについては、功仁会から情報を送るとか、そういうやり方が今検討されていて、実施されようとしています。

そういう釧路管内の全体的な動きも含めて、当町として電子カルテを考えていく必要もあるだろうなというふうには思っています。そういう総合的な部分も考えながら、クリティカルパスに乗るのが良いのか、電子カルテを導入するのが良いのか、電子カルテを導入すれば看護師さん達や、医師の事務負担と言いますか、そういうものは増えますので、確かに必要だというふうには思います。

ただ浜中診療所の場合は、レントゲンもだいぶ古くなってきています。機器でも色々な物が更新されずに置かれているものがあるので、そういう物をまず更新しなければ、今の医療というのですか、レントゲンをデジタル化するとか、そういうことも必要ではないかなと考えています。隣町との病診連携の話がありましたけれども、以前は、厚岸町立病院から病診連携について強く要望されていた事があります。厚岸の方からは、あくまでも、ドクターツードクターなんです。夜間であっても日中であっても、看護師だとかカルテを送る等そういう状況ではなくて、ドクターから必ず情報が欲しいという話であったので、厚岸と色々協議している間に、厚岸でも医師が居なくなって、内科3人体制でという時期もありましたので、そういう時期に色々協議をさせていただいたのですが、今厚岸とのドクターツードクター、それから診療情報のやり取りというのは現在協議がされていません。実際、厚岸町立病院自体が、色々な事をやっていますけれども、自分の病院を守るために今一生懸命やっていて、実際には患者の事は当然、浜中・厚岸含めて診療には当たっていただいていますけれども、自分の病院の赤字解消だとか医師対策だとか、そういう面に特化している状況にあります。そういう事で、今後も一

次、二次、三次のそれぞれの役割、それと各病診間の病院・診療所間の連携等を厚岸も含め協議をしながら進めたいというふうに考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 事務長の答弁は分からない事はないです。私が提案したのは、やっぱり町民が先生の対応も診療所全体が変わったなというふうに、アピールする事です。私が言いたいのは、今こういう状況だけれども、更にもっと良くするよという事で、こんな目標を掲げましたという事を、町民の目の前にさらすという事ですよ。

例えば、名前は言いませんけれども、他の病院の倫理要綱があります。この病院の果たす役割、使命ですね、地域住民の健康の維持・増進を図り地域の発展に貢献する事を使命とする。後は行動指針が示されていると、地域医療の確保、地域住民のニーズに対応した適正な医療を提供します。それから、患者中心の医療の確立、患者に対し十分な説明と同意の基に医療を提供し、かつ診療情報を積極的に公開し、患者の権利を順守する患者中心の全人的医療を確立する。

それから、安全管理の徹底、安心して医療を受けられる環境を整備し、職員の安全教育を推進します。健全経営の確保、診療所については公共性を確保すると共に、合理的かつ効率的な病院経営に努めることにより、健全で自立した経営基盤を確立する。こんな簡単な文言で掲げていると思うんです。こう言ったものを掲げて、うちの診療所は、こういうふうにして行きますという目標を掲げて、これで町民にアピールすると、目に見えるところに掲示する事によって、こういう事でこの病院をやろうとしているんだなと、今まで以上にサービス関係が良くなるなと、今までも良かったらうけれども、もっともっと良くなるなという事ですよ。

併せて、先ほど答弁がなかったですけれども、人事交流の部分については、町民の色々な方から聞くと隣町なり、他の病院のスタッフの対応が、この診療所の対応と違うというような事も聞かされています。そう言った意味では、研修の意味で人事交流というのは必要じゃないかなと思っています。それともう1つ、カルテの関係についてですけども、今、福祉保健課長から聞きました。過去の話だったという事もあるのですけれども、いずれにしても医療機器の更新なんかは当然必要でしょう。薬の更新等あると思いますけれども、情報管理が資料を提供するという事も含めて、電子カルテを導入する事によって、相当、収集提示等早くなるんじゃないかなと思っています。再度考え方をお聞かせしていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（山田清也君） 目標を掲げて町民にアピールするという、その考え方は私も理解しております。

ただ、先ほども申しましたように、基本的な考え方、医療機関としてどうあるべきか。これは、私も改めて浜中診療所の医師と話をしております。その中で医療というのは要するに、医師というのは病気を治す予防する事、これが大事だと。これは昔から今に始まった事ではなく、1000年か2000年くらい前の昔から、医療が始まった時から、そういう考え方が一貫してきているんだと。

そして、医師として患者に対する説明とか、そういう事に関してももう一度、私お聞きしました。その時、医師がおっしゃるには、医師として患者への説明はきちんとしていくよと。それは、今の浜中診療所医師がはっきりと申しております。

それに関連して、看護師長に話をした時にも、確かに何年前か前、私が思うに救急とか時間外での件数が多かった時期、その時にはやはり、ちょっと対応がどうかと思う事もありましたが、今現在は患者に対する対応もきちんとしているし、病気を見て患者の事は考えていると。そういうお話も師長から聞いております。

ですから、繰り返しになりますが、病気を見て看護師は医師をしっかりフォローし、患者さんへの声掛けを行って、今25名居るスタッフ、私も含めて、再度確認しながら、これからもきちんとやっていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 医療は、浜中診療所を含めてですけども、医師との関係、相互理解だと思っております。そんな意味で今、議員が最初におっしゃられた、そういうものをさらしてはどうだと。さらすというのでは無くて掲げるという事だと思っております。診療方針含めて掲げる、その目標含めて。中身はちょっと別ですけども、色んな事があるだろうと思えますけれども、是非、今後医師と会って、そんな事も検討したいと思えます。事務長は本当に今やらないといけない事、基本的な事を一生懸命訴えていると捉えています。一生懸命しっかりやれば、出さなくても良いんじゃないかという事ではないと思うのです。その目標というか、そういう事も一つの方法だと。それはやっぱり相互理解から出てくるもので、それを通じて相互理解が高まれば診療も高まって行くのではないかと思っております。

それから、人事交流の関係ですけども、これは現実にあるのかどうか、そしてまた

相手のあることでもありますので、そのことが可能かどうかも含めて調べて、また相手方の事もありますから、やらないよと言われてたら困りますけれども、そんな所も検討しながら話を進めていきたいと思います。

電子カルテの関係ですけれども、一次診療が基本ですから、その後の事でも、議員のご質問だと思いますけれども、まだ他の病院で専門的な部分が、今検討されていると聞いていますけれども、是非、そういう事が他の病院でも繋がるとすれば、それには乗り遅れないよう、その時点でまた、探る事も含めて検討して行きたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** ただ今、町長から答弁をいただきました。診療要綱については、今、町長は非常に前向きな回答であり、診療所事務長は現状維持だと言ったような事で整合性が取れていませんけれども、最終的な町長の考え方で宜しいのですか。

町長。

もう一度どうぞ。

**○町長（松本博君）** 私は、先ほどの答弁で事務長は事務的と言ったらおかしいですけども、そういう立場で言ったと思うのですけれども、中身としては、それ程変わっていません。ただ掲げる部分で、しっかり医師とも相談しながら、診療方針ですとか、要綱になるかどうか解りませんが、そういうものを掲げられるような、方向でお話を進めていきたいなと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

特別許します。

**○7番（川村義春君）** 発言を許していただきましてありがとうございます。今町長が言われた事は是非やって欲しいのですけれども、私が言わんとしている事をちゃんと理解して欲しいのです。

町民の目線に訴える、これが診療所の目指すところだという、町民目線を意識して揭示してくださいよという事です。これは決して職員が、そんな事やっていないだとか、批判をしている訳ではないんですよ。もっと良くなる為に、町民にもPRしてくださいと。そういう事ですから、事務長も含めて誤解のないようお願いをしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** それは何ですか。質問ですか。

質疑に徹してください。

**○7番（川村義春君）** 私の言った事に対して、町長お答えください。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

○町長（松本博君） 先程言いましたけども、本当に相互理解というのが大前提だと思っています。そんな意味で、町民からの目線、また医師からの発信を含めて、2つあると思いますので、しっかりそこを受止めて行きたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 2回に渡りまして、担当者、担当課から説明受けました。それで今日は改めて町の覚悟といいますけど、こういうふうに改善していくんだという重たい言葉で聞きたいと思いますけれども、ここの診療所の医師、看護師さんも含めますけれども、この対応に対する不満の有る無しです。これは地域によっては温度差があります。私の住んでいる地区は、殆ど不満は聞こえて来ない訳でありますけれども、しかし不満があまり聞こえない地域というのは、普段から他の市町の病院に依存していると、これが事実であります。でありますから、簡単に喜ぶ訳にはいかない訳であります。これはやっぱり個人的な負担とか購買の流出を考えた時に、町経済においても大変な損出であると、これは間違いない訳であります。

また、この4年間、担当課の説明を受けましたけれども、説明のような医師などに対する感謝の言葉というのは、私個人は聞いた事ありません。ただ、一点聞いたとすれば内視鏡で胃カメラが上手であったみたいですよと、こういう聞き伝えの話ですね。これを1点だけ聞いております。

ましてや、現在の報酬の高さと外来患者に対する対応へのギャップにおいて、これは地区住民の不満は感情論にすら及ぶと、私はそういうふうに思っております。世の常でありますけれども、努力した者、頑張った者が高収入を得る、これは常でありますけれども、勿論、医師との約束こういう同意的な問題はあるにせよ、これまで何の改善もなく来て、3年毎にまた報酬がアップしていくという事は、地域住民の理解は、到底得られるものではないと私は思います。

しかしながら、その一方で、そうは言っても全国的に地方での医師不足、これは深刻でありまして無医村になると、あるいは先程出ました北大第二内科ですか、このパイプを失うという、この町の心配ですね。

また、それに伴う町の責任の大きさと言う事も、私は十分に理解をしております。また介護施設での高齢者、それから学校での児童生徒、そして入院患者の往診などの事も考え合わせれば、これまた私は簡単に否決できるものではないなというふうに思ってお

りますので、ここで改めて町として、これからより良く改善していくんだという、その覚悟を聞いておきたいと思います。お願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（杉澤正喜君）** 地域医療に携わる担当として、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

町民と医療機関、医療との乖離・誤解、そういうものについては、浜中町だけの問題ではなくて、特に他町村でも良くあると言ったら失礼ですが、課題として取り上げられる事が多くなっております。そういう事で、町としては地域医療懇話会を設置し、それから医療懇話会で提言していただいた中身について協議、町として色々医師との懇談、それから後援会の開催、医療方針を町に伝える為の広報紙に、浜中診療所の所長の診療方針だとかを進めてまいりました。

それと地域医療連携会議において町内の医療、それから消防から浜中診療所と福祉保健課サイドで連携して、一次医療の有様、二次、三次の利用の仕方だとか、そういうものを1年～1年半くらい掛けて協議をしたり町内に今おける医療の現状ですとか、そういう広報周知をして理解を求めて参りました。

そういう事で乖離と言いますか、そういうものが少しずつ薄らいで来ている様に感じております。その上で、今までやってきた事も含めて継続して、また新たな御提言とかがあれば、真摯に受け止めて協議をしながら、浜中町の医療、そして釧路の一次・二次との連携、そういったものを更に強めて町民の地域医療、福祉医療、それから保険との連携を強めて対応に当たって行きたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 先程、町としての覚悟と、考え方はどうなんだと言われましたけれども、私は浜中町の地域医療をしっかり守って行くうち最初に、医師の確保というのを大前提にもっていくと。この事については、全国で多くの医師不足がある中で、多くの病院、診療所が大学からの派遣という、それに頼らざるを得ないという状況が多くの病院にあるというふうに思っております。そんな中では、今しっかりとしたパイプを持つという事で、北大第二内科とのパイプを持っています。それは、前の診療所長の道下さんの時代から繋がって、そして小川医師と繋がって現在に至っていますけれども、このパイプをしっかり守って行くという事が、一番大事だと思っています。

それで、1月1日付で新しい渥美教授という方が内科の教授になりまして、その教授

は、第二内科の出身と言ったらおかしいですけども、その中から選ばれたので、1月の段階から挨拶に行くという事で、日程調整をされて2月10日にやっと先生と会う事ができました。先生は、第二内科出身で、ここの診療所にも若い頃、派遣医として勤務していました。それと医局長も変更になります。その医局長も派遣医として、この診療所に勤務していたということで、段々年数が経ってくると、第二内科の中でも浜中診療所を知っている人達が、幹部になってきているんだなと思っております。第二内科の教授は年齢49歳です。そして教授の退職の年齢というのは62歳くらいだと言われております。本当に物腰の優しい先生で、しっかり小川医師を守っていくというお話をされました。本当に感謝していますし、このままで行くと何も無ければ、長い年数パイプは切れないかなと私も期待しているのですけれども、そこの北大第二内科で小川医師も、その名簿の中で出張医という形で出張されているという事ですから、派遣医なんですね。そういう意味からすると、しっかりそこのパイプは大事にして行きたいと思っています。

それから、医療は何だというと、お医者さんも、看護師さんも、入院したら調理員も、管理人もそうですし、診療所とか病院というのは、全体のスタッフだと思います。町民から信頼される診療所を目指す。そんな意味からすると、みんなで作って行く、みんなで守って行くというのが診療所だと思っています。私も、町立ですから当然、責任はあるだろうと思っています。今まで私個人も重点的に、余りそっちに目が向いていなくて、副町長時代には医師の方に重点があったのかなと思います。

今後、しっかり医療はスタッフでやるんだという事も肝に銘じて、これからの運営に当たって、医師さらには看護師さんの方々にも、医師との懇談はやっていきますけれども、看護師さんの懇談はやっていませんから、事務長と相談しながら、これからそういう場もあるのかなというふうに思っております。

それと、今までやってきた事、4年前の議会で受けた付帯意見も含めて、この間、出来る色々な事をやらせてもらいました。懇話会も懇談会もそうです。命のバトン、救急車も1台増やしました。色々な形でやってきました。ただ、それで十分だとは思っていませんけれども、今後も、今までやって来た事をしっかり継続するという事と強化して行かなければと思っています。そんな事で遅かったのですが、やっと始まったと思っています。時間は掛かっていますが、良い診療所を目指して、これから経営また運営に私どもも携わって行かないといけないかなと思っています。そんな覚悟でいるところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） この際暫時休憩いたします。

（休憩 午後 12時00分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号の質疑を続行します。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 私は社会文教常任委員会を通じまして、色んなお話をお伺いいたしました。色んな答弁も説明も受けました。今日の質問の中でも、答弁されておりますけれども、題して言えば、町民が今の浜中診療所をどう感じているかという点で、町の考え方と町民との間に大きな乖離があると率直に感じる訳です。

私は、個人的にお医者さんについて、どうこういうつもりはございませんけれども、しかし一番はっきりしている事は、医者である前に患者を診るという、この観点が欠けているのではないかというのが率直の感じであります。色々と努力をしているというお話がありましたけれども、裸の王様ではないかと思うのですね。患者さんに接する態度というのは、もうちょっと謙虚であるべきではないのかと。それでないとの的確な診断をし、治療をするという事は出来ないのではないかというのを感じます。

その点で、何点かお伺いしますけれども、患者の気持ちになって診療をするという事は、どういう事なのかという事を、私はしっかりと先生とスタッフにきちんと伝える、この事が大切ではないかなと。そうしますと、色々今まで質問にありましたけれども、本当に変わったなと言う事が、どういう事で診療所は変わっていったのだろうという事が検証出来る訳です。患者さんが一番安心するのは、この病院に来て良かったという感じを与える事なんですね。

そして、患者の色んな訴えを聞いてあげるという事から、診療というのは、私は始まるんだと。患者さんに正しく聞き出すというのも、医者の仕事だと思うのですね。治療については、お医者さんの判断ですから、先生点滴打ってくれやというのは、これは論外です。患者としてやるべき事ではないんです。点滴を打つのか、抗生物質を使うのか、それはお医者さんが診断をして、診療方針を立てる訳であります。それに対して患者さんが、どうこう言った場合に、懇切丁寧に分かり易く、その処方を解くというのが、お医者さんの役割だと、インフォームドコンセントというふうに言われておりますけれども、そういう点で、この浜中診療所は一体今までどうだったのか。そして診療報酬を上

げるという事で私はそういう面で今まで町として、どうこの問題を捉え、どうお医者さんなり診療スタッフに伝えたか。

この間の社会文教委員会で、本当に残念な感じがしたのは、あれだけ議論になった内容を、お医者さんに伝えて欲しいんだという話がされたと思います。それは出来ませんというお話です。非常に残念です。医療懇談会あるいは色んな所で、お話をされたんだと思います。ちゃんと伝わっていかないというのは、これは不幸な事だと思うのです。まさにお医者さんが裸の王様、診療所は特別扱い、こんなふうになっている。その背景は何かと言うと率直に言わせてもらおうと、医師不足にあるという事です。医師不足に診療所が胡坐をかいているんじゃないかと。これはやっぱり怒っている町民の声というふうに思うんですね。その点で、お子さんも居るし、学校に行く子供も居る、そういう親は医療にお金が掛かるんだよと言われている訳です。お金を出すのは良いけれども、ちゃんとした対応をして欲しいんだと。これが率直な町民の意見だと思う訳です。

そういう立場に立って考えた場合に、今の状態が私は、さっきの話を聞いても普通のやり方を積み重ねて行くと、これが大事だと言われているんですけども、そこに怒っている訳です。そのこのところ、どういうふうに捉えられているのでしょうか。まず、その点をお聞きしたい。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（山田清也君）** 最初に患者の気持ちになって、病気、患者を診るという事が大事ではないかというお話がございました。確かにおっしゃるとおりだと思います。

先ほど申しましたが、何年か前は確かに言葉使いとかが荒いなどという話は、私も聞いた事があります。ただ、ここ2年ばかりは、そういう話も聞いておりませんし、実際に患者で来た方の家族、そういう事もきちんと聞いて対応しております。1つの例を挙げれば、自分の親の事で来た人がいらっしゃいます。その事に対して、きちんとお子さんといってもかなり年配の方ですけども、その方に、こういう場合はこうだから、まず話を聞いてあげなさいとか、そういう形での対応はしていると私は感じております。

だから、説明がきちんとしていなかったのではないかという事では、説明はしています。あくまでも、医療に関してきた問題に対して、当然、患者から聞かれたことに対しては、きちんと答えています。

ただ、前にもお話をしましたが、その話の仕方が簡潔と言いますか、くどくどした説

明の仕方をしていないので、簡潔にお話をするという事で、その部分での誤解というのは、あるのかも知れないと私も思うところであります。

それと、医者にきちんと話をしていないのではないかというお話もございました。色々な問題があった時に、必ず私自身も医師の方に、話を聞いて確認をしております。たまたま今回は、1月29日でしたか社会文教委員会でも、このようなお話をさせましたので、先ほど申しましたように、もう一度、先生の方に話を聞いて、医療とは何か、医師としてはどういう形でやるべきなのかというお話も聞いております。

実際に、医師として患者への説明が足りないというような話も出ていましたという事も申ししております。それに対して、先ほど申しましたように、医者として、その医療に関しての説明はちゃんとしているよと。そういうお話もしていただいております。それと、看護師が当然、医者をきちんとフォローしていかなければ行けないと、こういう話も出ていましたという事もあり、それに対して医師は、いや自分と看護師との関係はうまくいっているよと、そういうお話もございます。

ですから、必ずしも医師の方に全く情報が行っていないという事はないと、そのように考えております。それと最後の方になりますが、当たり前的事をやっているけれども、町民にとっては、それは普通のやり方ではないと感じているというお話もございました。そこに大きな乖離があると。その事に関しては、私も真摯に反省しなければいけないと思っておりますし、当然、これからも、今までも理解されていない部分もあるのかも知れませんが、医師は医療を見て、病気を診て看護師が医師をフォローし、患者の声掛け、そういう事を含めて25名のスタッフが、きちんとこれからもやって行くという事は、続けて行きたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 答弁漏れがあると思うのですが、実際にどう変わったかという事ですね。今、町民には分からない状態だと話されたんですね。私1つ1つの問題で、色々言うつもりはありませんけれども、これは、道新にも大分前ですが、厚岸の病院との関係で、厚岸の病院の先生と、この浜中の診療所の先生が記事として出ている。厚岸の病院から情報伝達をした時と言われているのだけれども、ここの先生は電子カルテもされていないカルテを探すのは困難だという言い方をしているんですね。

私は、こういう考え方というのは、医者にあるまじき行為だというふうに思うのです。今回も色々あったようで、糖尿病の患者も、ある病院に救急で入ったら血糖値が上がっ

ている。ここで色々患者さんの家族とお医者さんの間でトラブルがあったと聞いているのですが、検査する意味？がない、機械が無いと言ったんですね。血糖値を計るのに、そんな大それた機器は要らないんですね。ヘモグロビンA1Cを計るのであれば別ですけども、空腹時の血糖値を計るといふなら、患者さん独自でも出来るそういう機械もあるんです。そういう、あ一言えはこう言う事態で、これは許されない行為だと私は思うのです。そういうものが積み重なると、やっぱり風評被害という事で広がって行く訳であります。私は、そういう初歩的な部分が欠けているのではないかと、率直に感じるのです。

それで、先生だけが変わっても駄目なんです。それは、先生以外の声に看護師さんをちゃんと指導して、事務局長ともしっかりと連携をして、第一次の地域医療をどうするかという観点でやれば、町民の考え方と診療所の考え方は、基本的に一致するはずなんです。今、大きなギャップがあるのは、私は先生の考え方、医者としての人生観ですね。それと、町民の考え方から乖離している、それを何処で統一していくか。1つにして行くかという問題が鍵になるかと思うのです。今、色々お話を聞いてみても、こうやっています、こういうふうになりましたというのです。

でも、町民は一向に変わってないというのが現実です。その点で、何が問題だという点で、どういうふうには町は考えられると思いますか。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（杉澤正喜君）** 厚岸町立病院との連携の話がありました。

先程も、お話をさせていただきましたけれども、実際、羅臼が診療所、救急と入院を廃止する時に、実はインターネットで知ったのですが、羅臼では標津の町に救急医療を受入れてもらえるように時間外診療だとか、休日診療もお願いに行ったそうです。標津は独自の医療ルートで医師の確保をしている関係からか分かりませんが、自分の所の医師の確保だけで今大変で、これ以上、標津の病院の診療所に負担をかける事は出来ないという事で、羅臼は中標津に救急を搬送する事にしました。それと入院も同じように中標津の方に救急車で運ぶような形になりました。

浜中の場合は、まだ厚岸でも、ある程度受けていただいておりますし、釧路では当然、今までと変わりなく受けていただいております。そういう形で、それぞれの病院間の連携を取りながら、お互いが成り立って行けるような、そういう方法で救急の二次、三次、救急医療については協力し合いながら、対応して行かなければならないと考えておりま

す。そういう事で、今後も、他の病院との色々な協議だとかも含めて、病院間で協力し合いながら、地域の医療を守って行かなければならないと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（山田清也君）** 医師と町民の考え方に大きな乖離があるのでないかという御質問だと思います。あくまでも医師は広報等で特に薬の話ですとか、そういう形でも医師の考え方は町民にはお話をしているというふうに考えております。

実際に、診療に来た場合においても先ほど申しましたが、その病気に対する説明はきちんとされていると、私は考えております。先程、血糖値の話がちょっと出ましたが、多分2月の初め頃の話かと思います。それに対しても、お子さんが、診療所に来た時にきちんと説明はしております。私は、その時ちょうど出張中で居りませんでしたけれども、係長がちゃんと側で聞いて、後で先生にもきちんと確認しております。その時、説明するに当たって、こういう形での処置もしましたよと。尚かつ、その方の親になるのですけれども、その方のカルテも見せて、こういう形での処方なりを、きちんとしましたよと。そういうことで、そのお子さんに対する説明は、私はきちんとされたというふうに思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** インフォームドコンセントというのは、相手が納得するやり方をしなさいという事なんですね。それはお医者さんとしての義務です。今答弁が、こういうふうに説明しましたと言われるだけで、納得するという事が大切だと思うのです。患者さんが、お医者さんに行くというのは、命を預ける訳ですね。苦しみを早く取り除いて欲しいというのが、患者さんの率直の気持ちです。

そうすれば、それに対して、ちゃんとした解説をし聞いて、そして聴診器をあてるなり、色んな事をして内科の先生であれば内科、外科の先生であれば外科の処置をすとか色々あると思うのです。それが当たり前の事だと。ずっと聞いていると、当たり前の事が当たり前でないから、町民の方が今怒っているんじゃないですか。私はそう思うのです。

残念ながらそういう認識がないんじゃないかなと。幾ら話を聞いても、そこに行っちゃうのですね。いや、こう対応をしました、お話をしましたと。納得したら、そういう事にならないでしょ。それが現状だと私は思うのです。

そういう点で、本当に診療所が変わっていく、そういう為には、私たちが力を尽くすけれども、皆さんの側もそういう立場で物を見ていただきたいというのが率直の気持ちです。そうでないといくら言っても変わらないと思っています。

だから、附帯意見を付けて前回やった訳ですけれども、その点が、本当にきちんと履行されているかどうか。いくら聞いても大体、今さっきと同じような答えですね。でも、我々としては、本当にそうなのかなという疑問しか残らないのです。これはやっぱり大きな問題だと思うのですけれども、もう一度、その辺りをしっかりと捉えていただきたい、このように思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 御質問に答えられるかどうか解りませんが、最初の今言われた医療現場でのお話ですけれども、その関係について、ここにもその経過というのは来ておりました。患者の事ですから、そんなに詳しくはお話出来ませんが、色々な情報の中で、何故そんな事になったのかという経過は、報告書を見たら理解をしましたけれども、そういうふうには、なっていなかったような気がしております。そういう意味では、こっちの言い分と言ったら、おかしいですけれども、両方の意見を、お話を聞いた方が解るかなと思うところもあると思います。

ただ、この4年間といいますと、私の言う4年間というのは、4年前の3月定例議会の話で、そこから始まるのですけれども、その新聞報道の関係も多分4年前だったと思います。そこから、お話させてもらいますと、この4年前、附帯意見をもらいました。そして、その意見をもらって原課、更には病院も含めて一所懸命その対応に、この3年間やって来ましたし、1年多くなって4年間これまでやってきた経過であります。

その中では、医療懇談会で医師と懇談会をした人達とのお話合いもありました。ですから、逆にこの4年間では、少しではありますけれども、変わってきていると思っております。そしてまた、自分の診療方針ですとか、自分の医療に対する構え含めて、浜中広報を通じて出しているという事です。そしてまた、私どもも医療連携会議も含めて、消防、町の関係機関も含めて、そんな関係の場を持たせてもらいます。懇談会も講演会もそうですけれども、そういう形で色々な方向で、今日まで思いつくものは、やらせてもらってきています。絶対十分だとは思っていませんけれども、思いつくものを持ってきて、命のバトンに繋がったり色々な形で繋がってきたと思っています。

その結果、確かに患者数は一時期減りましたがけれども、平成21年・22年度で増加

傾向にあります。そしてまた、平成22年度では9,471人ですけれども、資料によると、2月末で9,550人です。ですから3月1ヶ月を残していますから、この数字でいくと、1万人になるのに後450人ですけれども、この数字は去年辺りを見ると880人患者が来ていますから、久しぶりに、1万人を超えて行くという患者数になって来るんだろうと思っています。

ですから、4年前に受けた指摘、あれをしっかりと重く受け止めて、町も含めて一生懸命やらせていただきました。本当に一生懸命やったというのは、ここからではないかと。そこから始まったのではないかと私も思っております。今後、その事をしっかりと追求するし、強化して行かないといけないと思っております。そして何とか、その数字が外来患者の1万人を超えるところまで来たのかなと思って、その間、人口は減っています、間違い無く減っています。

そしてまた、医療費等に経済も厳しいですから、あまり病院に掛からないようにという事もあったのかも分かりませんが、そういう条件下の中でも、患者数は増えて来ているという事は、やはり信頼も少しは出て来ている。そしてまた、その事が、この数字に残って来ていると、それは大きな成果とは言いませんけれども、私は成果だと思っています。そういう意味で、今後ともこの地域医療をしっかりと進めて行く上では、先ほど議員も言われていましたけれども、スタッフ含めて、そして診療に努めている、そして先程、医療方針を掲げるという事もありましたけれども、そういうことを、これからまた拡大していく。そして広まって行けば間違い無く、良い診療所になるんだと思っています。その決意で、今いるところであります。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 今の答弁だと患者数が増えてというご指摘でございます。しかし満足はしていないのは確かです。それは今さっきも言ったように何処へ行っても、今いっぱいなんですよ。どうしても、当分ここを使えざるをえないという事も、一方ではある訳です。子供が風邪をひいて、高熱があるとかと言ったら、やっぱり近くに走ってしまうという事になるんです。今、釧路に行ったり中標津に行ったりしたら1日掛りですよ。本当に何時間も待って、診察は5分くらいだというのが殆どですよ。そうすると近くの病院に頼る、だから、第一次救急医療だという事になる訳であります。

私は今、町長の答弁を聞いて違うなと、本当に町民が思っている思いと、町が今考えている思いが、違うのではないのかなという事を、ここでも感じているんです。患者数

が増えれば良いという話ではないんです。満足が出来る、そういう診療をしていただきたい。そういう対応をしていただきたい。というのが町民の切なる願いだと思うのですが、けれども、やっぱり最後に出てくる話として、お医者さんが少ないんだと、北大と連携をしながら派遣してもらっているんだと。これが切れたら終わりだよというふうに言われちゃうと、何もしゃべれなくなるというのが実情だと思うのです。

それは、そうではないと。地域医療というのは、そうではないんだよと言う事を、やっぱりちゃんと持って欲しいなと思うのです。それは国の責任でもある訳ですけども、お医者さんをどんどん教育するのを怠ったという事にあるのですけれども、しかし、それを言ってしまうと過疎地域の医療というのは崩壊する訳です。特に、道東の地区というのは、お医者さんが来ない地域だから困る、だから何とかしてくれという話になるんです。私は、そこに突っ込んだら本当に何と言いますか、悪い言葉ですけども、お医者さんのエゴだよ。居てくれるんだという、だから町民は黙って従いなさいという話になっていくと思うのですけれども、そうなったら終わりだなと思うんです。徐々に改善されているというのが、随分強調されているようですけれども、まだまだ、そういう点では、大きな乖離があるという事だけを、最後に申し上げたいと思っています。

**○議長（波岡玄智君）** 今の質問の中で、患者数が多くなったから、それで改善をされていると言う町長のお話の中で、それよりも大切なのは満足度がどうなんだという事が指摘されましたので、そこと合わせて、ご答弁ください。

町長。

**○町長（松本博君）** 地域医療を崩壊させない為という事では、当然一致している訳であります。確かに医師の制度含めて、大学を含めて国の政策も含めて課題ではあると私どもも思っています。先ほど言われましたように、他の病院がいっぱい、どうしても近い病院に行く、それが浜中診療所、私はそれでも結構だと思っています。近くにあり病院に直ぐ行ける、この事が大切で、私はこの事をしっかり、これからもやっていきたいと思っています。

それと、先ほど私の方で外来の患者が増えてきている。私は、余り大きな声では言わなかったのですけれども、成果だと言いましたけれども、これで十分だとは決して言いません。言いたかったのは、患者が減ってないという事を言いたかったのです。決して、この事で信頼が凄く厚くなって来たとは言えませんが、これからも、しっかり患者が増えるような、そんな診療所にして行きたいと思っています。

確かに、まだ乖離あるというのが事実だと思いますし、そう思っている方も多く思っています。そしてまた、ここに通っている患者さんも居る訳ですから、確かに、その数を少しでも多くなれるように、信頼できるそんな診療所になれるように、作って行きたいと思っています。

**○議長（波岡玄智君）** 6番中山議員。

**○6番（中山真一君）** 色々と議論されてきましたが、町長から前向きな御答弁をいただいておりますが、この4年前、我々議会として条件をつけたのですが、その結果、色々と町側として、やって来られた事もあるでしょうと。その中の一つが、この医療懇話会が出した提言書がございます。この提言書の中で、確かにやって来られた事もあります、やり残している事もたくさんあると思います。

そんな事から、ちょっとお尋ねさせていただきたいと思いますが、町及び町長は、浜中町の地域医療の理想を、これはどうあるべきとっておりますでしょうか。それに近づく努力をしてきたのかどうか。この点をまずお尋ねしたいと思いますし、この医療懇話会が出した提言書の中にも、町の展望を想定し、あるべき医療を明確にした上で、町民へ理解を求めると。そういうふうに言っていますけれども、果たしてそれが出来ておりますでしょうか。町民には、コンビニ受診をしないようにとか色々やっていますが、時間外診療をやっていないという事は、もうそれも出来なくなっている訳でありますけれども、診療所としまして、午前中川村議員も倫理要綱を、目標を掲げるというような事を言っていますが、この提言書の中にもあります理念と目標を掲げ、組織全体で達成に、取組みを作るという事もありますし、サービス向上の為、組織全体で積極的に研修会を開催するという事も書かれていますが全然やっていないと。

やはり提言の中で、これはやれるのか、やれないのか、一ずつ検証しながら、どうしてこれは出来ないのかという事も、はっきり我々にも明確にしていきたい、乃至は、折角やっていただきました医療懇話会の方々にも、あなた達から提言をされたけれども、この問題は今、こういうふうに進んでいるけれども、これは出来ないんだというような事も言っていただければ良いのかなと思います。

今日の議論聞いていますと、町長は4年前から少しずつ進んで、これからだと言う言い方ですけれども、だったら、この4年間は何だったのかなと。また今日、同じことの繰り返しで、今後また3年後なのか、いつになるか分かりませんが、同じ事の繰り返しばかりだったら困ることではないかなと思いますので、4年前我々議会としまして、

苦勞して苦勞して、ようやくあそこまで何とかして、町理事者からの提案についてという気持ちでやりましたけれども、同じ事にならないようにと思っていますが、その辺につきまして、私が言った点についての御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 4年間のお話をされましたけれども、4年前に、あの提言を受けて、そして私どももやってきたという事では、この間、全員協議会の中でも、担当の方からお話があったと思いますけれども、今までの答弁と重なりますけれども、決して4年間何もやって来なかった訳ではなくて、一生懸命やってきたと私は思っております。その評価は別として、浜中の広報も今まで11回出しています。命のバトンの事業だって進めました。これだって、この懇話会の中で色んな検討をされて、今日まで来ています。

その中で、広域的な事としてはドクターヘリも飛びました。救急車も一次、二次、三次となって来ると、当然、うちから病院に運ぶという事で、救急車の増台もして、2台体制にさせてもらいました。そんな中では、消防隊員の数も増やしていく、そんな事も進めています。シンポジウム、後援会そしてまた懇話会での提言がなされました。そんな時、特に先に言われたのは医師との懇談というのが言われました。これも数はそれ程伸びませんでしたけれども、これもやらせていただきました。

特にちょっと感じているのは、医師と前町長が親戚だったという事もありまして、私、個人から見ると、いずそうな感じでも若干ありました。その後、昨年12月に私に変わりましたので、復活させてもらいましたけれども、そういう意味では、自分で言って期待するのはおかしいのですけれども、もう少し言えるような立場になったのかなと、また向こうも聞ける立場、本来はもう少し言い合いをするような立場にもなるのかなと、そんな事が、出来るかなと思っています。

今回、この全員協議会も含めて、事務長が皆さん方と協議して持ち帰って、医師と、そして看護師の皆さんとも話合っている状況を聞いています。そんな事から、これから進んで行くんだろうと思っています。ですからこの4年間、4年前の附帯意見があつて初めて動き出したのではないかとと思っています。

ですから、この4年間で決して、何時も言っていますけれども、十分ではなかったです。出来る事はやったつもりです。それと提言書に書かれている事については、最終的に医師2名の体制を追及するという事もありました。前町長もその事では、北大にも打

診していますし、これから私も打診して行かなければならないと思っています。

そういう意味では、そういう2名体制を目標に、私も持っていかないとならないと思っています。そんな事も含めて、決して4年間何もやって来なかった訳ではなくて、4年前の提言を受けて、しっかり動き出したと、動き始めたと言ったほうが良いかも分かりません。これから更に強化していくと。そしてまた、今回の議会の中で提言のあった事をしっかり受け止めて、提言書で書かれていた、まだ出来ていない部分含めて、これからの課題だと思っていますし、積極的に新体制でやらせていただきたいと思っています。やはり地域医療をしっかり守って行くと。その為に最初に掲げたのは、しっかり医師を確保して行くという事で話させてもらいました。目標としては、地域医療懇談会が出した提言書、これをしっかり重く受けとめて、その方向で進めていきたいと思っています。先ほど言いました2名体制の事、そしてまた北大との連携をしっかり守っていく事、それと今までやってきた事業の継続、そして地域医療を、浜中診療所を守って行く為には、地域医療スタッフ全体で、診療所を守って行かないと行けないという事を強く感じております。

そんな意味で、スタッフ、全体の力、そしてまた町も積極的にかかわっていくという事が重要だと思っていますので、そういう事を目標に、地域診療所を作って行きたいと思っています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**○6番（中山真一君）** 今、町長の方から前向きな御答弁をいただきました。4年前からという事ですが、それ以前も色んな事がありまして、今まで各議員も言っていますように、町民と診療所との間に、かなりやっぱり差が出来てきました。その間に、この診療所から離れて、他所の病院へ行く町民もたくさん居るようになりました。そのことによって診療所ばかりでなく、町全体に色んな影響を及ぼしました。先日も、こういう話を聞きました。

むかし、散布からバスでこの診療所に来て、その合間に床屋に来ていたと、それが今その人は、厚岸の病院に行くようになった、だから床屋にも来なくなる、そして散布ばかりでは無く浜中町の町民の中には、ここに来らずに厚岸、釧路の病院に掛かるようになった、ついでに買い物もして来るようになったと。だから浜中町の購買力は凄く落ちているんだと、診療所だけでは無いんだよと。町の経済にも及ぼすものが大きいと嘆いている方もいらっしゃいました。そういう事もありますので、これは診療所だけの問題

では無くて大きな問題ですので、この辺も、町として十分に捉えて考えていただきたいと思っております。今、町長が強い意思で言われました、診療所は医師が居なければなりません。でも、医師だけではなく、患者も居なければならないと思います。

以前、小川医師から委員会でお聞きした時に、本来の業務として医者というのは、無ければ良い職業だということを知りましたが、それはそれとしまして、やはり人間というのは老いてきたり色々と病に掛かってきた時には、掛かるのが医師ですから、そういう点では医師は必要だと思いますし、それを診てくれる医師、診てもらいたい人も居なければならない診療所に、是非、町長は前向きに、今までの4年以上の努力を持って作り上げていっていただければ、今回のこの条例につきましては、なかなか賛成難しい部分もあるという認識でお願いしたいと思っております。その辺で、私が今言った事に対して、町長もう一度御答弁をお願いしたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 今、議員から言われた事含めて、地域経済にも病院、診療所というのはかかわって来ますよというお話でありましたけれども、それも確かにあると思います。町長として一番大きな仕事というのは、町民の命そこをしっかりと守る事だと思っております。災害の時もそうでありまして、色んな場面で町民の方々の命、それを守っていくのが、私の最大の仕事だと思っております。今言われた事、そして、今までやってきた事を含めて、しっかり強化して、本当に良い診療所になれるように、良いスタッフになるように、こんな事を目標にまちづくりをしていきたいと思っております。まちづくりの中にも、本当の所は町民の命を守る、その中に診療所もしっかりあるという事を続けて行きたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** これから、一生懸命頑張っていくと、医療体制の再構築に向けて更に頑張ると、努力していくという事ですけども、その中には、こうして行くという、ある程度の具体性に富んだ答弁が含まれておりませんので、その辺を加味しながら、御答弁をいただきたいと思っております。

田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** この議案が提出されて、正直に言わせて戸惑っております。それで、4年前の議事録を拝見させていただきました。それを踏まえて先建ての社文委員会にも出席させていただいて、全員協議会の中で経緯というか、今の町民の声をまたは診療所側の意見も聞かせていただきました。何を感じたかという、僕はひょっ

としたら4年前にも居たのかなと勘違いをするくらいの、4年前とほぼそっくりの様な場面も展開されたのが、まず残念でなりません。それを、踏まえて？本日町長がどのような提案理由をされるのかなと思って聞いておりました。とどのつまりが、この町に安定した医療体制を確保する為に、今回の条例改正をされたという提案理由でございました。

要するに、先生に残っていただきたい。また、第二内科との関係も大事にしたい。その為に、この条例の改正が必要だというふうに聞こえました。先建てから各議員が、それに対しまして、色々な思いを質問した中で、今6番議員が言った、僕が最初に聞いたかったのは、この町が目指す医療ですね。それは先ほど町長、最後の方に将来的には医師2名体制にという大きな目標を掲げましたけれども、僕が聞きたいのは、そうではないんですよ。何でこんな意見になっているのかというと、先ほどから、町民と病院との乖離があると、それが未だもってある。僕自身もそうですけども、僕達以外にも聞こえてくると言うのは、4年前とさほど変わらない町民の意見。それを病院サイドまたは保健課サイドにはそういう話は伝わって来ないんだと。この繰り返しです。これは噛み合わないなと思います。

そこでプライマリーケアというのは、当然、御存じかと思います。僕自身はうる覚えだったので、これに向けてちょっと勉強をさせていただきました。プライマリーケア学会というところを出している内容ですけれども、多分英語だと思うのですけれども直訳が分かりません。それでちょっと調べてみました。これを端的に日本語に直した場合、大きな意味でのプライマリーケアを簡単に言うと、身近にあって何でも相談に乗ってくれる総合的な医療であります。ここですよ、町に欲しい医療というのは。個々の案件も乗っております。

例えば、あなたならこういう場合どうします。という案件がありまして、風邪を引いた時、または子供が夜中に突然熱を出した時、ぎっくり腰になってしまう、あるいはインフルエンザが流行ってきたから予防注射をしたいと。また、ずっと調子が悪いので、これは1回大きな病院に行って診てもらった方が良いのかなと、日常あるような内容です。こういう時どうしますか。僕だったら風邪気味かなと思ったら、でも明日仕事があるし、市販の薬をちょっと飲んでみようかなと思いますね。飲んでみて、やっぱり駄目だなと病院に行きます。その行く病院ですよ。その行く病院が身近にあって、要するに気軽に受診のできる病院、これが地域の病院であるべきですよ。これがプライマリーケ

アの概念です。僕はそう思っております。

先ほど、どういう医療を目指すのですかという答弁ここですよね。町民のこういう思いの内容を端的に、本当にこういう病院にしたいんだという思いを、伝えていただきたかった正直。そして、それを目指す町長の強い信念、リーダーシップといいますか、そういうものを示していただいて、その上で、これを提案したいんだと、その為の第一歩が、この条例の提案だと。そうあって欲しかったと本当に思っております。

その点に関して、どうでしょう。今後、町長として、その強い思いを抱きながら、町民に、そして我々議会にも、そして医師を始めとする診療所のスタッフにも、そういう思いを発信しながら変えて行こうという、そういう心構えというのは、ございますか。お願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 繰り返しの答弁になるかも知れませんが、私が今用意している答弁というのは、そういう状況ですけれども、やはり医師との懇談を、この4年間やってきました。この懇談をしっかりと続けて、そしてまた町民の考え、議会、私どもの意思を含めて先生と話合って、そして詰めて先生の意見も当然出てくると思います。そんな中で、今までやって来た医師との懇談をしっかりと継続してやっていく事だと思っています。

それと、提言書に載っています、今までは医師との懇談のところを重点的に、やってきたと言いますか、全町長と共に進めてきたのですけれども、今度はスタッフが変わります。こっち側のスタッフも変わりますから、その継続をしっかりと引き継いでいくというのが、まず私の任務だと。その中で当然、今まで看護師のスタッフの皆さんとの話も出来ていませんから、その不足している部分をやっていく。先ほど提言を受けた、方針を掲げる事も含めて、また皆さんが言われて来た、看護師さんの人事交流含めて、色々な事がたくさん出てきていると思っています。

ですから、これだけやるというのではなく、皆さんから出てきた事も含めてしっかり受けとめて、それを活かしてやって行くしかないと思います。第一次医療をしっかり受け止めて、そして第二次、第三次に送って行く今、町は地域医療としては、その方針しかありませんから、ただ、その中でも将来的には、診療所に2人の先生が居てもらえるようにという事で提言書にもありますし、その事も含めて追及して行きたいと思っています。いずれにしても、地域にしっかりとした病院、診療所が無かったらいけないと思っていますから、ちゃんと掛かり付けで行けるような、それが足りないという多くの意

見がありますから、少しずつ障害を減らして行きやすい病院にしていくのが、私の責務と。先程も言いましたけれども、命を守って行く、そこも大事な事だと思っていますから、そんな所も含めて進めて行くのが、私の決意だと思っている所であります。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** ありがとうございます。出来ればもう少し力強いお言葉で答弁を聞きたかったと思います。

ここに日研メディカルという記事がございます。これは正直、福祉保健課長から提供頂いて読ませていただきました。これは2009年ですから、4年前の道下先生を取材した記者の記事でございます。その中で、道下医師が言った僻地医療の誤解という記事の中に載っていた文面で気になったのを読みますと、現在の医師も北大に言われた訳では無く、御自分の意思で僻地医療を志したという内容でございます。その思いがあって、この地に赴任されたと解釈できます。何年か経て居るうちに、とても大変だという事で導き出した結論が、要はここに長く居られる事、長く居る為に自分で考え出した方策というのが結局、夜間診療なり時間外診療が出来ないと、医師の犠牲の下に成り立つものが、私には出来なくなるので、せめてここに医療を残す為に、長く居る為に、今のような対処をやらざるを得なかったという内容がございます。ここで小川医師は、この診療所から患者が離れていくのは一向に意に反さないと、住民が気に入った医療機関を受ければ良いんだという記事がございます。今は分かりません。この取材を受けた時には、そういうお気持ちもあったのではないかと思います。

これは、僕の考えでは、やっぱり違っています。地域医療という所に身を置いて、ましてや医師1人体制でやらなきゃ行けないものだと思うし、そんな意味から、もっと逆の発想をして欲しいなと思っております。1人でも多くの患者を受け入れられるようなものになって欲しいなと。それを目指して4年前からスタートしたと。だから、若干ではあるけれども成果は見えつつあるので、それをもっと頑張っていきたいという御答弁の内容かなと理解しております。

この記事の中で、先ほど厚岸の話もございました。厚岸が医師不足という事もあって、浜中の救急の受入を制限させてもらうという話が、多分これも記事ですから、はっきりは書いていませんけれども、浜中診療所が時間外を一切やらないしわ寄せが、どうしても厚岸に来ていると。そういう側面もあるので、たぶん全くゼロではないよと僕は考えます。そう考えますと、先ほど町長将来的には2名医師というのも目指したいと、2名

医師にする事によって、ある程度その辺は緩和できる面が出てくるのかと。でも無理があるという意見もあります。保健課長の話では2名では無理だと、無理だったら何名にすれば良いと、そんな予算は何処にあるんだという話ですよね。でも、そうじゃないんですよ。本当に夜間救急の場合は、それは仕方ない救急車になるかも分かりません。時間外というのは何処までが時間外ですか。勿論時間が過ぎたら時間外ですけども、そうではないと思うんです。5分、10分、30分過ぎて、もし医師の手がどうしても必要であれば、それはちょっと診察をしようという要するに心遣いです。でも、それをやりだしたら際限がなくなるという事で、これもまた難しい話だと。

そこで、要するにシステムですね。病院と診療所としての、住民の要望を反映できるようなシステムをどうやって構築しているのかなと、そこだと思うのです。

その為に、まず何が必要かと町長先ほどおっしゃった、これからもこれまで以上に努力を続けてより改善させるように努力する。ただ、先ほどから言いますように、噛み合わない意見をぶつけ合っても、これはいつまで経っても噛み合いません。

その為に僕は、やっぱり何が必要かなと考えて、先月の2月の初めの道新ですけども、北海道として道立病院、ここでは江差と羽幌の2つの病院の受診者数が減っていると、近くに道立病院がありながら、遠くの病院に通院しているケースがあって、赤字が膨らむ一方で、なぜ受診率が下がって行くんだろうと。当然そう思いますよね。その為に、2月中に近隣住民の近隣4町村と出ていたかな、4町村に対して、なぜ病院を受診しないのか、出来ないのか。

また、どう改善したら受診するようになるのかという前向きなアンケートを取って、それを基に改善を図っていくという試みが今なされています。僕もこれが必要じゃないかなと思うのです。あくまでも前向きなアンケートですよ。後ろ向きのアンケートは絶対にやってはいけません。要するに今の町民の感情を把握するというか、現状を認識する。そこから、まず始めるべきじゃないかなと思います。この点いかがでしょう。どういうお考えか、ちょっとお聞きします。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（杉澤正喜君）** 日研メディカルのお話をされました。日研メディカルにつきましては、お話があったとおりであります。その最後に確か、こういう言葉があったと思います。今ははっきりした事は言えないのですけれども、医療が専門化する中で、たった1人の医師に全て責任を負わせる事は、どうなんだというお話もあったと思いま

す。

そういう事で、議会からの御提言をいただいた後に、地域医療懇話会を立ち上げて、およそ1年、先日もお話をさせていただきましたけれども、委員さん達と一緒に勉強を重ねて、やっぱり行政として医療と町民との間での乖離、医療の立場の理解をまず行政ではしていなかったと。そして医者に全てを任せっきりだったという事を、まず行政として責任を感じていました。

その上で、茶内診療所も浜中診療所もそうですけれども、一緒に先生と診療方針だとか、色んな話をさせていただいて、そういった取組みだとか、今、言われている乖離を埋める為に、眼鏡の向こうとか、講演会、シンポジウム、そういう事を色々やって来ました。そんな中でシンポジウム、講演会の後にアンケート調査をさせていただいています。アンケート調査の中でも、最初のシンポジウムの時のアンケートと、会を重ねる毎に、アンケートの中身もだいぶ柔らかくなってきているなと思っています。柔らかくなってきた事と、それと町と医師との連携を強めて色々情報を発信してきた事で、それぞれの掛け橋が掛かりつつあるのだらうなという理解をしています。

それを、これからも更に強めなければならぬし、医師の話、町の話も聞きながら、今の釧路の医療情勢や厚岸の医療や、浜中町の医療などを、どんどん町の中にお知らせしながら、浜中町の医療を良いものに釧路にも掛かりやすい、厚岸にも掛かりやすい、浜中診療所、茶内診療所にも掛かりやすい、そういう医療を進めて行かなければならないと思っています。

先程話されました、風邪それから子供の熱、ぎっくり腰、予防注射、大きな病院というお話がありましたけれども、医療は今、昔と違ってそれぞれ専門家において特化されてきています。そういう状況の中で、専門家志向が多く、どうしても釧路それから釧路の二次、三次に頼りやすいという状況は確かに否めないところがあると思います。

その中で、一次医療をどうやって高めていくか、一次医療と二次医療の役割分担を町の中に、どういうふうにお知らせして行くか。そういうことで一次医療と二次医療等が、相互に成り立って行けるような、そういう広報なり理解なりを求めて行かなければならないと感じています。

今後も、そういう気持ちで進めたいと思っています。アンケートにつきましては、これからも講演会を開催します。そういう中で、アンケートを取りながら、実際の中身につきましても、一次医療の役割だとか、そういうものをアンケートで色々調査しながら

ら、浜中診療所の利用状況も、これから含めてアンケート調査をしていきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** そのアンケート、医療講演会は少ないのですけれども、僕も1回講演を聞きに参加させていただいて、アンケートに答えた経験も持っております。文化センターの2階小会議室ですから何名入りましたでしょうか。自治会関係者がおりました。

要は、住民の意見、住民が思っている感情を、まず知る事からが第一歩だと申したのは、そういう場面でのアンケートではないんです。何名来られていましたか。そのアンケートで十分だというお考え僕はそうではなく、もっと幅広いやり方があるかも分かりません。仮にアンケートではなくても良いと思っております。

要するに住民の今の勿論肯定の意見もある、否定的な意見もある。これをまず、今現在どれくらいの割合だという事を把握できていますか。出来ていないでしょう。その事から、まず始めるべきではないのですか。それを踏まえて色々な方策を考える中で、その上で、尚かつ町長の強い意志、これを発信していく努力をしないと、何も変わらないですよと、4年前と全く一緒ですよという事を僕は言いたいのです。

だから次に、こういう機会があった時に決してこういう場面じゃなく、出来るのであれば、町長の意思に議会としても後押しできるような、そういう体制であって欲しいなと思っておりますので、こういうご提案をしております。それを踏まえて、今一度、その調査の方向等は問いません。それをやるべきか、やらないのか。やる必要がないのか、あるのか。それを最後に答弁願います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（杉澤正喜君）** 確かに、そのアンケートの大切さも理解をしております。理解をしておりますが、実際にアンケートをやる前に議会での議論、それから町で話、4年前の話、そういった話を受け止めた上で色々、その対応について当たってきたところであります。その頃の国勢調査の自由記載欄の内容から、議会での議論の中に、そういうものを踏まえて今対応に当たって、実際には4年間では無くて2年くらい結論を出すのに医療懇話会だとか、色々な事をやる間に時間を、確かに費やしてしまったところはあります。

その後、命のバトンですとか、連携会議だとか色々始めてから、まだ2年経っていない

い状況にあります。そういう対応が先程来、話をしていますけれども、まだ道半ばで始まったばかりという話をしていますが、1年半なり2年近く、やってきた訳ですけれども、その中で、ある程度少しですけれども改善が見られている部分があるので、これからも、それを続けさせていただく。新たにやれるものは積極的にやって行きたいと。その上で、町民のアンケート調査とか、全体的なアンケート調査とか、そういうものが出来れば良いのかなと思っています。今はまだ対策、対応をしている最中ですので、もう少し、対応が来年になるか再来年になるか分かりませんが、ある程度、出来た時点でのアンケート調査は必要ではないのかなというふうに考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 町長、追加答弁は良いですか。

**○町長（松本博君）** 担当の方から、実施時期は言いませんでしたけれども、アンケートも当然必要だと思っています。町民の意向も含めて、その意向を知るといことは大切な事だと思っています。その時期については、担当の方ともまた検討、協議をさせてもらって進めていきたいと思っています。実施時期は、遅めな事を言っていましたけれども、それは協議の中で進めて行きたいと思います。

是非、後押ししてもらえようようなアンケートに作りますので、皆さんにもまた相談したいと思います。その時はよろしく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 9番加藤議員。

**○9番（加藤弘二君）** 私の質問は、今まで出た質問とはちょっと違うと思います。今回、250万円から275万円と提案された事について、3点ほど質問したいなと思います。

それで、今回の提案された報酬の問題については、1年前のこの議会で提案される予定だったのですけれど、今回1年遅れで提案されました。これは、どういう理由で昨年ではなくて今回になったのかと。

それからもう1点は、月額25万円の値上げです。250万円を275万円に、年間でいいますと、年間3,000万円の報酬、今度は向こう3年間、300万円の値上げという事ですけれども、この値上げ月に25万円、年間300万円の報酬アップの理由はどうなのかという説明をお願いしたいと思います。

それから、値上げの問題と実績の問題についても、考えをお聞きしたいと思います。今、月平均の外来の患者数は40名前後で記憶しておりますが、何時に行っても病院は直ぐに診てもらえるというような状況になっていると。患者さんの数が少なければ、町

の持出し等も大変多いんですね。そういう状況の中で、これらの報酬の皆い？値上げという事について、町としては矛盾を感じないのか。あるいは、それを要望している医師は矛盾を感じていないのか。その辺の事について説明をお願いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 昨年の報酬の改正を見送った関係でありますけれども、この事については、昨年の議会の中でも、何故見送ったのかというご質問がありまして、一度答えたものでありますけれども、本来でいきますと3年後ですから、昨年、提案する予定であったものだと思っておりましたが、昨年の新年早々、前町長と診療所の医師が協議して決定されたという事があります。その決定というのは、見送るという事の決定だったというふうに聞いております。町長からは、2年連続の決算特別委員会で協議・検討された、その意見を重く受け止めた。重く受け止めざるを得ないという判断をして、これは昨年度のお話ですけれども、見送る事としたというふうに聞いたところでありませぬ。

私は当初、当然見送ったとしても、多くの意見があるものだというふうに思っておりました。ところが、町長は病氣療養の為、入院するという事で、3月提案時には町長は入院していましたので、町長の欠席が決まって詳細といえますか、その町長の思いというのは、聞けない事となってしまいました。聞けなかったというのが実態であります。

それと、25万円上げる経緯といえますと、また4年前にさかのぼる訳でありますけれども、この事に関しましては、4年前、前町長からの提案で町職員から嘱託医師に変えている、それは収入を多くする、所得を多くするという事含めて医師からの要望、そして、それを受けた形で町長と私も決めたと言ったら、おかしいですけれども、その席に私も居ましたから、私も約束した1人だと思っております。4年前に報酬を決めた訳ですけれども、その時、最初に言われていたのが、道下先生を通じて小川先生が来た時に、小川先生は当然、道下先生の変わりだという事で、道下先生の報酬が最終的には確保されるのだろうという事があったようであります。その事も含めて、お話を初めて伺った訳でありますけれども、その中で協議した結果、町持ち出しを限りなく少なく、そしてまた、医師の所得も多く手に入るような事も含めて検討して、結果として嘱託医師の道を選ばれ、そして報酬を3年毎に上げていって、激減緩和といえますか、そういう形で退職年齢60歳というのはおかしいですけれども、60歳を目処に作った表が、今回の上げる表の2回目の数字です。

この事に関しては、当然、今回議会で議論されている部分でありますから、今、1年遅れて提案させてもらいましたけれども、当然、そこを上がって行かなかったら、次の3年後、6年後というふうにはなってきませんから、目標設定を決めさせてもらって、提案させてもらった結果がこういう形ですから、私が町長になった時に、この方向をしっかりとやらなければ、医師は守れないだろうと。この約束というのは、60歳までは、この浜中に居て医者を続けるという約束の金額でありますから、そういうことを含めて提案した次第であります。

3つ目に実績、矛盾を感じないのかという事であります。これは町民、それから理事者含めて、今、言ったこの計画を含めて上げて、そして年収を確保する。それが、長く居るといったら、おかしいですけども、60歳までは、しっかりこの町でやってもらうという約束の事項でありますから、それは決して矛盾ではないと思っています。以上であります。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○9番（加藤弘二君）** 最後の方から申し上げますと、矛盾ではないという事ですけども、やはり患者が議会で議論されなくても、良い話を聞いてどんどん病院に通うというような実態が出ていけば、こういう値上げの問題の時に、こんなに長い時間を掛けての質問もないと思うのです。4年前の付帯事項を付けた時も、今、全般で皆さんから質問があった通りですよ。患者に寄り添った、そういう丁寧な診療をという、そういう付帯事項も付けてあって、努力はしてきているんだと言いますが、数字はそれを余り物語っていない。ここがスタートの切っ掛けにあるんだと言っても、向こう1年なり3年なり、どうなのかと言うのは殆ど担保されない、信じられないというか、私としては、4年前に決めた事が、僅かではあるけれども、やっぱり発展しているところはあります。

本当にドクター小川の眼鏡のむこうという、文章も読めば分かり易い言葉で色んな問題でも、本当に常識的な町民が考えているような、これで良いのかという示唆を与えるような文章だとか、あるいは、怪我した人を縫ってくれたという話も聞いたりして、良い部分はあるのですけれども、数字だけ示されている所からすれば、そうでもないという事で、4年前に約束して決めたのだけれども、矛盾を感じないのかという事では、私は実態を見て質問をしている訳です。

それから年間300万円です。月々25万円で、これについても町民の意見は非常に

冷たいです。何で上げるんだと俺は関係ない、行かないからというのが大きいです。それから60歳まで居て欲しいから、報酬を3年毎に300万円ずつ上げて行くと、これを担保にしたから良いんだというような形で、話しているようでありますけれども、私は、4年前もちょっと無理があるのではないかと思ったのですけれども、月々これだけの報酬を貰いながら、更にまた25万円なり上げて行くというのは、これは町民の世界とは全く乖離した問題だと私は受け止めております。

今、町長が今回の行政報告の冒頭で、漁業者の話をしていましたけれども、カニ・スケソウ・ツブ等、この寒い中で操業している方々、1ヵ月船に乗った場合に、給料は30万円という話です。吹雪いていない時であれば、毎朝1時半頃集まって、出るか出ないかと。それで1ヵ月寒い中で働いて30万円貰う訳ですよ。その他には、何もないんですよ。医師が月々250万円の報酬、税金を3分の1引きますと180万円くらい。180万円の手取りを持ちながら更に25万円ということは、ここに住む者にとっては受けられない金額、医師の世界というのが、そうなのかなと諦めれば、諦めても良いのかも知れませんが、今こういうせちがらい中で、こういう医師にのみ、どんとベースアップ、これが出てくるというのは、僕は常識的に言っては許されないというか、納得、了解ができない。そういう事では無いですか。

例えば、公務員の賃金で、ここ数年自主的に10%減らして行ったのを含めれば、ずっと減って来ている訳ですよ。来年も国家公務員の賃金が7.8%減らされる。ガンガン減っている中で、こういう事のみが4年前の約束事だから許されるのか、今回、これを提案する時に、何のためらいもなく提案する事が出来たのかどうか。その辺、答弁をお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 今、4年前に提出した浜中診療所医師の関係資料ですけれども、これは嘱託医師になった時の支出の総額、町職員の立場で得るであろう給料、そしてまた、手当含めて出した算出の表示を持っていますけれども、この町が支出する金額というのは、職員であった場合の人件費総額というは、4億4,248万3,000円。そして嘱託医師にした場合、今の300万円の話の時に出した数字も4億5,120万1,000円という事の表であります。嘱託医師にして、あまり差はないという説明をしたのか、差があるという結論になったのか分かりませんが、そういう形で説明させてもらっているものであります。

ただ、嘱託医師になったから特別上がっていくという表では無くて、町職員であっても、医師の給与雇用を含めて算出して行くとすれば、町職員でも相当の金額になるという事の表であります。ですから、この時の説明は、町として支出する金額は、それ程変わらないという事の、説明資料として提出させてもらっています。

先ほど、実績矛盾という所で私は、上げていく事に対する矛盾という事に捉えましたので、そういう意味では感じていないと言いましたけれども、その実績というのは、患者が来る、来ないという患者数とか、それに見合っているのかという事だと思っておりますけれども、色々な事をやってきて、微増ではあるけれども、外来患者が増えてきているという事を、先ほども言っていますけれども、微増であるというのも、そういう形で人口も減っているのに、患者も増えても来ているし、期待もしているんだというお話もさせてもらいました。本来であれば、もっともっと増えて町民の何割も増えてくるのが夢でありますけれども、そうなってもらいたいという期待も含めて、私どもは、これから診療所運営、経営に携わって行きたいと思っております。

それと、患者に寄り添ったそういう治療、この事については、先ほど何度も重ねてお話ししていますけれども、先生とスタッフ含めて、その対策にしっかり乗り込んで、今までやってきた結果が、評価としては余り高くはありませんけれども、私どもにとってみれば、自画自賛じゃありませんけれども、少しずつでも良くなっているなという位置付で、今いる所であります。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○9番（加藤弘二君）** 町長の答弁をずっと聞いていると、本当に未来に明るく発展するというような方向で聞こえてきますし、私たちも、そうなって欲しいなど、医師に辞められたら困ると、そういう点では全然違っておりません。

しかし、ここで質問して答弁をいただくと、凄く変わったなと思うのですが、庁舎の外に出た場合に、どうなっているかと言ったら、非常に風当たりが強くて、先ほどから言われている言葉のように、庁舎と町民の間に大きな乖離があると。

これは、おしゃべりしている全般で伝わっていつているのかどうか分かりませんが、もの凄く早いんですよ。みんな集まって話をする訳ではないのですけれども、議会で話す事や、それから病院で診てもらって帰って来た、それがどうだったかというのが、物凄い早さで伝わって行く訳ですよ。情報化時代に情報を使うよりも更に早い訳ですよ。

ですから、そういう意味から言えば、庁舎内は良いかなと思うのですが、やはりここは田舎ですから、田舎らしく先生なんか急に変わったみたいで良い、というようなものが出れば、私はもっと大きな波で伝わって行くと思います。

例えば、時間外は先生診ないんだと。ところがある時、先生も体調が良く時間もないなど、看護師がとった患者は自分の診ている患者だし、どうしますかと先生に言われた時に、今日は診てあげると。このようなやっぱり柔らかさと言いますか、絶対これは駄目だと切るのでは無くて、そういう事でもあれば、もっと爽やかな風が町に流れて行くんだと、私はそういうところまで気持ちを医師のみならず、職員も担当課も広くもってのべつまくなしに、時間外診療で無くて時によっては、そういうものも出てくるような発信というのが、今町民が求めているものだと思うのですが、如何でしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 長谷川町長が言われていましたけれども、今先生は子育ての真っ最中で、そこを重点にやっているというお話を聞いております。それが終わると、また違う方向に行けるといってもされていまして。今は教育に集中しているのだろうと思うのですが、これから、そういう意味では期待もしています。

今議員言われましたけれども、町民と庁舎の間に、情報がしっかり入って来ていないんじゃないかというご指摘がありました。泥臭くやっても良いんじゃないか、そして将来的には柔らかい風が吹くような関係、これに私も期待したいと思っていますし、これから直ぐには、ならないのかも分かりませんが、少しでも本当に少しずつでも変えて行きたいと思っておりますし、また変わらなかったら、当然3年後だとか、6年後という話には、ならないお話でありますから、是非そこに向かって泥臭く？でも良いけれども、しっかり信頼される診療所になってもらう、そしてまた、診療所が良い診療所になる事を含めて、作って行かなきゃいけないと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 11番鈴木議員。

**○11番（鈴木誠君）** この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております、議案第19号につきましては、本町の地域医療における、とっても大事な事案だと考えます。

そこで、町長のお考えを、更に正すべく会議規則第39条第1項の規定により所管の常任委員会に審査の付託をすることを望みます。お諮り願います。

**○議長（波岡玄智君）** このことについて、賛同者がいなければ、このことについての

審議は出来ませんので、よろしいですか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** ただいま11番鈴木議員から、本案については所管の常任委員会に審査の付託をされたいとの動議が提出されました。所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

本動議を直ちに議題といたします。

お諮りします。

本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、会議規則第39条第1項の規定により、社会文教常任委員会に審査の付託をすることに決定しました。

会議を一時中止します。

(中止 午後 2時59分)

(再開 午後 4時35分)

**○議長(波岡玄智君)** 中止前に引き続き、会議を開きます。

議案第19号の審議を続けます。

本案については、社会文教常任委員会に審査の付託をしておりましたが、ただいま同委員会において審査を終了し、報告書の提出がありました。

委員会審査報告書を職員に朗読させます。

**○議事係長(箱石雄彦君)** (口頭報告あるも省略)

**○議長(波岡玄智君)** 委員長の報告を求めます。

6番中山議員。

**○6番(中山真一君)** 先に本委員会に審議の付託がありました。議案第19号町立浜中診療所嘱託医師の報酬に関する条例の一部を改正する条例について、本町の地域医療にとって、重要な案件であり同委員会において、更に町長のお考えをただし、慎重に審議したところであり、その結果について報告申し上げます。

本委員会は、お手元に配布の本委員会報告書に記載した内容のうち、主な事項について御報告いたします。議案第19号町立浜中診療所嘱託医師の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議の結果は、原案を可とする。

平成20年3月本委員会からの付託意見に基づき、地域医療懇話会、地域医療連絡会議、地域医療講演会等を通じ、医療問題の解決に努力して来たところではありますが、町民の地域医療に対する不安と不満は依然として多く、次の通り附帯意見を付するものがあります。

一つ、地域医療の理念、目標を掲げ、医師を始め看護師等、医療スタッフ一丸となって医療サービスの向上に尽くす事。

二つ、町民が信頼し、安心して受診できる地域医療の提供に努めること。

三つ、行政や診療所は住民が主体の地域医療と安定経営に一層の努力を尽くすこと。

以上、審査の結果の主な事項について申し上げましたが、医師報酬の改定にあたっては、附帯意見を十分検証し改定することとし、納税者である住民が本来の地域医療と、医療サービスの向上、診療所の安定経営を目指し、医師、医療スタッフ、行政が連携し、地域医療の安定確保に努めていただくことを強く願い、町長の医療に対する熱い思いへの決意に期待し、委員長の口頭報告とさせていただきます。

**○議長（波岡玄智君）** 本報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第19号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第20号浜中町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する  
条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第20号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第20号浜中町漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、個人施設で漁船を使用して漁業を営む個人及び法人の利子補給限度額と利子補給率の一部引上げ、利子補給期間の一部延長、漁船のトン数区分を整理しようとするものであります。

近年、漁船建造費や購入機器等の大型・高度化等に伴い漁業近代化資金借入額が高額になっており、現行の利子補給限度額では利子補給の支援ができなくなり漁業者の金利負担の増加が懸念されるところであります。

このようなことから浜中・散布両漁業協同組合から利子補給限度額等の引上げについて強い要望がありましたので、本条例の一部改正をし、漁業者の負担軽減と漁業経営の安定化を図ろうとするものであります。

改正の内容につきましては、本条例第3条の表中、個人施設で借受者の内、総トン数20トン以上の漁船を使用して漁業を営む個人及び法人であって、総トン数20トン以上の漁船に係る資金及び施設資金を借り受けるものを、総トン数20トン以上の漁船を使用して漁業を営む個人及び法人であって、総トン数20トン以上の漁船に係る資金を借り受けるものに、利子補給限度額8千円を3億6,000万円に、利子補給率1.0%を1.5%に、利子補給期間5年間に15年間に。

また、漁船の総トン数については、5トン以上20トン未満及び総トン数5トン未満に区分していたものを総トン数20トン未満としてトン数区分を整理し、利子補給限度額4,000万円を9,000万円にそれぞれ改正しようとするものであります。

なお、この改正により利子補給内容は北海道とおなじくなります。

また、施行は公布の日からとし平成24年4月1日以降貸付実行分から適用することとしておりますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第21号浜中町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第11 議案第21号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第21号浜中町住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、公営住宅法の一部が改正されることから、浜中町営住宅管理条例についても改正が必要となったものであります。

改正の内容であります。議案関係資料の19ページ、資料11新旧対照表に記載のとおり入居者の資格に関する事項で、第5条中令第6条第1項により引用の老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者及び同条第2号イ中、令第6条第4項より引用の特に居住の安定を図る必要がある者は規則に定め、イからハの令第6条第5項第1号から、第3号に規定する金額については、条例第5条第2号イからハにそれぞれ定め、同条第1号に加えた、ただし書きは、公営住宅法附則第15項の規定により過疎地域内の公営住宅の入居資格要件として同号の条件を具備するものと見なしており、浜中町は平成9年に過疎指定となっていることから、同居親族要件は適用されないことになっております。

また、付則第6項は削除いたします。この度の改正につきましては、冒頭にも申し上

げましたが上位法である公営住宅法の一部改正に伴うもので、浜中町営住宅管理条例における入居者の資格の取扱は、従前と変更が無いことを申し添えます。なお、この条例は平成24年4月1日から施行するものとしております。

以上、提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第22号浜中町立学校部分林設定条例を廃止する条例の制定について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第12 議案第22号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第22号浜中町立学校部分林設定条例を廃止する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本町の学校林は、学校基本財産の造成と愛林思想育成のため、昭和20年代から設置され、各小学校の保護管理のもと、PTA等の協力を得ながら森林の育成を図ってきた歴史があります。

しかし、近年、少子高齢化や林業全般の情勢、学校の統廃合による学校減少など様々

な要因により、大部分が計画的管理ができず、荒廃しつつあることで本来の目的を達する状況にないことと、今後もその見込みがないことから、町有林に移管の上、適切な維持管理を行っていくこととし、学校林を廃止するために、条例を廃止しようとするものであります。

以上、提案の理由を申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第23号浜中町平成15年十勝沖地震災害に係る復旧資金利子補給に関する特例条例を廃止する条例の制定について

◎日程第14 議案第24号浜中町平成18年10月低気圧災害に係る復旧資金利子補給に関する特例条例を廃止する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第23号及び日程第14 議案第24号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第23号浜中町平成15年十勝沖地震災害に係る復旧資金利子補給に関する特例条例を廃止する条例並びに議案第24号浜中町平成18年10月

低気圧災害に係る復旧資金利子補給に関する特例条例を廃止する条例の提案理由のご説明を申し上げます。

平成15年9月26日午前4時50分襟裳岬東南東沖80キロにおいて発生した地震は、最大震度6弱を記録し、本町においても5.5強の震度となり、この地震により、町民3名の方が転倒や落下物などで肩の脱臼、負傷などを負い、住宅や店舗、農林業、土木、水産関係などに被害が及んだことから、被害復旧のための利子補給制度を創設し、また、平成18年10月6日から9日まで台風並みに発達した大型低気圧による暴風と、大雨により漁船の転覆や牛舎施設、住宅などに被害が及んだことから被害復旧のための利子補給制度を創設してまいりましたが、これが、利子補給期間の5年間を満了したため、この度、本条例を廃止しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第23号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第24号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第23号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第24号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第15 議案第25号町道路線の一部廃止について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第15 議案第25号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第25号町道路線の一部廃止について、提案の理由をご説明いたします。

この度の町道路線の一部廃止につきましては、茶内第3地区の南6号道路、西10線から西13線間の未改良区間であります。この路線は、地域の生活道路で、通作道路、生乳の集荷路線として利用されております。周辺住民より改良要望を受け、町としても農業農村整備事業管理計画を策定し、道に要望しておりましたが、この度、通作条件整備で事業採択され整備が可能となったところであります。整備区間は、起点側の茶内西10線から終点側茶内西13線までの、1,549mで、町道から農道として整備しようとするものです。

また、事業期間は、平成24年度から平成28年度までの5ヵ年を予定しておりますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** これから質疑を行います。

7番川村議員。

**○7番（川村義春君）** 1点だけお尋ねをいたします。

28年までの5ヵ年間で工事をするというので、この工事が終わった後の話を聞きたいのですけれども、農道として5年後もずっと維持管理をして行くのでしょうか。

もしくは再度、町道に認定をするという事になるのか。その辺だけ確認したいと思

ます。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（中川亮君） 5年で事業が終了した場合、新たに町道として、認定して町で管理していくということであります。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第16 議案第26号 北海道市町村総合事務組合格約の変更に関する協議について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第16 議案第26号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第26号北海道市町村総合事務組合格約の変更に関する協議について、提案の理由をご説明いたします。

北海道市町村総合事務組合は、道内の市町村及び一部事務組合を構成団体とする一部事務組合であります。本年、4月より砂川地区広域消防組合が新たに当組合への加入申請があり、構成団体の変更をする必要が生じたものであります。

地方自治法第286条第1項及び第290条では、これを組織する地方公共団体の数を増減する場合には、関係地方公共団体の協議により、これを定めるとされており、関

係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることから、議会の議決をいただきたく、ご提案した次第でございます。よろしく、ご審議くださるようお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 本日の会議時間は、議事の都合上、あらかじめこれを延長いたします。これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎延会の議決

---

**○議長（波岡玄智君）** お諮ります。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

---

### ◎延会宣告

---

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお10日・11日は休会とし、再開は12日であります。

(延会 午後 5時 1分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員